

平成21年第6回本巢市議会定例会議事日程（第3号）

平成21年12月3日（木曜日）午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1番	江崎達己	2番	鏑本規之
3番	黒田芳弘	4番	舩渡洋子
5番	白井悦子	6番	高田文一
7番	高橋勝美	8番	安藤重夫
9番	道下和茂	10番	中村重光
11番	村瀬明義	12番	若原敏郎
13番	瀬川治男	14番	後藤壽太郎
15番	上谷政明	16番	大西徳三郎
17番	遠山利美	18番	鷓飼静雄

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原勉	副市長	小野精三
教育長	白木裕治	総務部長	鷲見良雄
企画部長	高田敏幸	市民環境部長	藤原俊一
健康福祉部長	村瀬光廣	産業建設部長	山田英昭
林政部長兼 根尾総合支所長	山田道夫	上下水道部長	杉山尊司
教育委員会 事務局長	成瀬正直	会計管理者	矢野博行

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	河合重光	議会書記	安藤正和
議会書記	吉村太志		

開議の宣告

議長（遠山利美君）

皆さん、おはようございます。

ただいまから本会議を開会します。

ただいまの出席議員数は18人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

写真の許可について申し上げます。議会だより編集のため、議場内及び一般質問の場面を議会書記が撮影することを許可しておりますので、御報告いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（遠山利美君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号7番 高橋勝美君と8番 安藤重夫君を指名いたします。

日程第2 一般質問

議長（遠山利美君）

日程第2、市政一般に対する質問を行います。

2番 鏝本規之君の発言を許します。

2番（鏝本規之君）

ちょっと待ってください。いいですか。

議長（遠山利美君）

何ですか。

2番（鏝本規之君）

一般質問の前に、前々回の議会の中において、私の鵜飼君の発言の中において不規則発言があったということで、発言を私がしました。そのときに鵜飼君の方から、議長の許しを得て発言をしたのであるから、不規則発言に値しないという発言がありました。そこで、私が議会事務局長に対して、その当時のテープをよく聞いて、不規則発言があったのかなかったのか調べるようにということをお願いしておきましたので、事務局長に対して、そのことの回答をするように御指示をお願いいたします。

議長（遠山利美君）

きょうは通告に従って行っておりますので、またその問題はしかるべきときにやってください。

2番（鏝本規之君）

動議。

議長（遠山利美君）

どうですか、皆さん。今、動議という話が出ましたけれども、取り上げるべきか否か。

〔「議長、動議が出たら暫時休憩」と呼ぶ者あり〕

〔「動議が出たら、所定の賛成者があればここで議会で諮って多数決をとればいい」と呼ぶ者あり〕

1人では動議が成立しません。

〔「じゃあ、意見を求めます」と呼ぶ者あり〕

〔発言する者あり〕

〔「ちょっと待ってください。議員が、いいですか、事務局長に対して調べるようにと、また、その報告をするようにと前の議会においてお願いしたことに対して、議長が発言を許さないということは、議員が聞く権利、また、そのことにおいて市民が知る権利を阻害することになる。それからもう1点……」と呼ぶ者あり〕

それは、だから、そのために議運で日程を決めていただいて、きょう、お手元に配付したとおりでございますので。

〔「ちょっと待ってくださいよ。いいですか。私が発言しておる間は、議長、ちょっとだまっておってください。私が……」と呼ぶ者あり〕

〔発言する者あり〕

〔「だまってください。私は自分の発言に対して自信を持って発言をしたんです。不規則発言だと。鵜飼議員の発言は不規則発言だと、そういう発言をしたんです。この議場の中で。その中において、鵜飼君は、鏝本の言っておることは間違いであると。不規則発言じゃないという発言をしたんですよ。私の発言とは180度違う発言なんです。それがどちらが正しいか調べてくださいとお願いしたことに対して、どうして議長は許さないんですか」と呼ぶ者あり〕

だから、その問題については、また後日……。

〔「議長、テープ回っておるでしょう、これ。こんな討議をするときは、暫時休憩して討議するのが私は筋だと思いますが、違いますか。今これテープ回っていますよ」と呼ぶ者あり〕

わかっていますよ。

〔「暫時休憩をしないでと言ったから発言しておるんですよ」と呼ぶ者あり〕

暫時休憩します。

午前9時07分 休憩

午前9時22分 再開

議長（遠山利美君）

再開します。

2番 鏝本規之君の発言を許します。

一般質問やよ。

2番（鏝本規之君）

いやいや、その前に、議長、発言を求めます。

議長（遠山利美君）

鏝本君。

2番（鏝本規之君）

今の議運の委員長さんからの報告がありましたけれども、私は議場の中において、言葉の発言の仕方が多少不的確かもしれないけれども、鏝本はうそを言っているんだというふうに発言されたというふうに解釈しているわけです。私も議員として、市民から負託を受けた議員として、そういうことを言われたままで、また本議会の中で言われたままで、私としてこの席であることに対して、非常に自分がいいのか、もし私の言ったことが間違いであったなら、それはもうこの場において謝罪をしなければいけないと思っておりますけれども、ですから聞いておるわけです。

議長（遠山利美君）

だから、先ほど申し上げたように、その問題は後日そういう場を設けますから、きょうは議事日程に従って会議を進めますので、よろしくをお願いします。

〔発言する者あり〕

もう、だから、ちょっと局長、地方自治法を読んでよ。決まっておるから。

〔挙手する者あり〕

鏝本君。

2番（鏝本規之君）

議員として、きょう今から一般質問をするわけです。その中において、私が議員としてうそつき呼ばわりをされたまま発言することが私としてはできかねると。事務局長にお願いしてあることは、どうですかと、不規則発言だったか、不規則発言じゃなかったか、そのことを求めているわけなんですよ。それを発表することがどうして今できないんですか。それを尋ねているわけですよ。

〔挙手する者あり〕

議長（遠山利美君）

鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

いつまでこれを聞いておっても仕方ないんですが、先ほど議運の結果で申し上げたように、皆さんにこのきょうの会議の日程をお知らせしてあるわけですから、それに沿ってやっていく。それ以外の発言については基本的に認めないというのが原則ですね。議会のルールというのはそういうものです。何をしゃべってもいいというものではありませんので、だから、制止して、議事日程に従ってやってほしいと。

さらに、ついでするので一言申し上げますけれども、私があなたをうそつき呼ばわりしたというその根拠はどこにあるんですか。全く証拠も示さずに勝手な言い分で議事を混乱させるようなこと

はやめさせていただきたいというふうに思います。議長、進めてください。

〔挙手する者あり〕

議長（遠山利美君）

もうだめです。もう議事が進まんから。

〔「進むようにやっておるわけでしょう」と呼ぶ者あり〕

もう一般質問をやってください。一般質問。

〔「それじゃあ、勝手にしゃべりますわ。うそつき発言をしたかせんかを聞いておるわけだね」と呼ぶ者あり〕

暫時休憩します。

午前9時25分 休憩

午前9時28分 再開

議長（遠山利美君）

再開します。

鏝本規之君の発言を許します。一般質問をお願いします。

2番（鏝本規之君）

じゃあ、議長の許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

長屋の中において、昭和40年代に国の政策というのかな、判断によって河川法の改正がなされた。その中において、この本巢市に、旧八カ村なんですけれども、そこに国が今まで持っていた、管理していた土地が払い下げられたとっております。その中に河川敷と堤防敷地とがあったとっております。今も広大な土地が払い下げをなされて、それなりに措置がなされて、今でも入会地管理組合とかいうところが管理している土地もありますし、また人それぞれ個人個人の名義になっておる土地もあるとっております。その中において、昨年6月だったと思っておりますけれども、長屋地区においての堤防敷地の払い下げがなされたというふうに伺っております。そのことに関して、わかりやすく、どういう経緯で払い下げがなされたのか、説明をお願いいたします。

議長（遠山利美君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 鷲見君。

総務部長（鷲見良雄君）

それでは、議員質問の長屋堤防敷の払い下げについて御回答を申し上げます。

議員御質問の平成20年度に払い下げをした長屋堤防敷地についてでございます。まず、この堤防敷については、議員御指摘のように、古くから糸貫川の堤防としてその役割を果たしてきた経緯がございます。糸貫川が、昭和8年に揖斐川上流改修工事に伴って、上流の山口地区の一部締め切りがなされまして廃川同様になってきたということでございます。あわせて、この堤防敷地及び河川敷が戦時中には食料増産のために地域の人々によって開墾が行われ、田畑とか果樹園として利用さ

れてきております。その後、廃川敷地が昭和44年3月、岐阜県より財団法人本巣郡総合開発公社に無償譲渡されまして、昭和49年11月に旧糸貫町に無償譲渡をされております。それ以降、昭和58年には糸貫町浄水場とか、平成3年には特別養護老人ホームとか、4年には長屋工業団地、5年にはスポーツプラザ駐車場とか、6年には町道の上高屋上保1号線と、それぞれ堤防の一部を含めて開発がされてきた経緯がございます。

こうした中で、堤防敷地につきましては、昭和49年の6月に公衆用道路として旧糸貫町が岐阜県から払い下げを受けてまいりました。平成20年にこの払い下げをした堤防敷地につきましては、平成6年5月に分筆登記がされておりました、平成10年、旧糸貫町の土地開発公社が長屋地区の北部地域での堤防敷地を含めた開発を行ったりしておいたことから、精算が行われまして、平成10年1月の旧糸貫町全員協議会においても、堤防敷地の払い下げの処分についての協議がなされてきた経緯がございます。

現況は道路としての機能を既に喪失しておりまして、将来にわたってもその機能回復する必要がない土地と判断をいたしておりまして、議員御指摘のように、平成20年6月9日に行政財産からまず普通財産に衣がえをしたといいますが、移管をしておりまして、当該土地の所有者から普通財産としての売り払い申請がございました。これを受けまして、本巣市公有財産及び債権の管理に関する規則及び本巣市普通財産売払い事務取扱要綱によりまして不動産鑑定を行いまして、実測をもって平成20年7月2日に売り払い契約をしたというものでございます。

以上、回答とさせていただきます。

〔2番議員挙手〕

議長（遠山利美君）

鏑本君。

2番（鏑本規之君）

今の説明の中にあつたんですけれども、個人名を出すわけにはいきませんので、A氏ということで質問をしますけれども、A氏に払い下げをなされたということで間違いがないかと思うんですね。そこには、今も説明の中にあつたように、終戦当時から、その土地を自分の土地というような形で開墾をされて、いろんなことで利用してきた。そういう経緯の中において、固定資産税をいただくとか、また堤防敷地である以上、使用料をいただくとか、そういうことがなされていたのか。また、売り払いをなされるときに、長年にわたってそこを耕作しておられたA氏に対して耕作権が発生しなかったのか。また居住していたとするなら、居住権が発生していなかったのか。また、発生していたということを加味して、今の長屋の土地、河川敷の場合ですけれども、市が買い上げるときには5万円を買われた。けれども、市が市民のA氏に払い下げをするときには、5万円以上の金額で払い下げをされたという経緯の中をかんがみると、居住権及び耕作権が認められていなかったように思われますので、その点を含めて御回答をお願いいたします。市長さん、よろしく願いをいたします。

議長（遠山利美君）

総務部長 鷺見君。

総務部長（鷺見良雄君）

今までの経緯につきまして、今、御指摘とか御議論をいただいておりますが、市といたしましては、それらに係るものにつきましては、過去、旧糸貫町において処分されてきた経緯もございます。そういう中で今回、当該地といいますか、A氏所有のところについては、既に、先ほど御説明申し上げましたように、平成10年の旧糸貫町の1月の議会においても精算行為がなされておるといふふうに理解をしておりますので、よろしくお願いをいたします。

〔2番議員挙手〕

議長（遠山利美君）

鏑本君。

2番（鏑本規之君）

糸貫町時代の議会の中でそういう措置がされていたということは、当然そのときの議会の中において、耕作権もしくは居住権、そういうものも含めてどのように措置されていたのか。また、当然そのときにおいては、所有しておられる、使っておった。無断で使っておったというふうに解釈したらいいのか、よくはわかりませんが、当然使用していた面積等がはぐくまれていたと思うんですね。そのときにおいては、当然使用料をいただくような措置がなぜされなかったのか。そういうことを含めて、もう一度お願いをいたします。

議長（遠山利美君）

総務部長 鷺見君。

総務部長（鷺見良雄君）

もともと先ほどお話ししましたように、この土地には長い経過がございます。前身といたしましては岐阜県が管理していた時代もございます。そういう中で、岐阜県においては使用料を徴収してきた経緯もございますが、旧糸貫町になってからは、その使用料の徴収については一時停止と申しますか、取ってこなかったのも事実だと認識をしております。そういう中で、過去のことについて、私どもの方から推測で物を言うことは非常に問題があるかと思いますが、払い下げを受けた土地の組合との一体開発の中においては、公共用に使用した土地の残り、いわゆる町が行政財産としての活用をして、残地として残った部分については2分の1相当を組合に与えるというような内容になっていたのではないかというふうに、私も旧糸貫町の間ではございませんし、過去からの書類等をひもときますと、そういう形で精算がなされたものと理解をしております。よろしくお願います。

〔2番議員挙手〕

議長（遠山利美君）

鏑本君。

2番（鏑本規之君）

簡単な言い方をしますと、市が買い上げたときの土地が坪当たり5万円であると。A氏に払い下

げた金額が5万2,000円ぐらいだったかな。そのぐらいで払い下げをなされた。普通的に考えれば、当然、今言われるように、何らかの権利があったであろうと、そこには当然居住権もしくは耕作権があったであろう。普通の物の考え方でいくな、善意を持って物事をなしていけば10年、悪意を持って物事をなしていっても20年という期間の中において、市民の方から訴えを起せば、時効取得ということでA氏の土地になり得る権利があると法で定められている。そういうような土地の中において、居住権もしくはその他がどうもはぐくまれていないような気がする。普通であるなら、5万円の価格よりももう少し安いお金で払い下げるのがしかるべきではなかったかというふうに感じておりますけれども、その旨の見解をよろしく願います。

議長（遠山利美君）

総務部長 鷺見君。

総務部長（鷺見良雄君）

それでは、今の点についてお答えをします。

確かに今回、南の方でございますが、市として取得をしました糸貫川多目的広場については、旧糸貫町からの覚書といいますが、それらを参考にして本巢市に引き継いだということで、坪5万円の買収が行われております。河川敷その他含めて広い土地でございますので、それらについて旧糸貫町において価格の調整が十分なされた結果、そういう形で買収をさせていただいたところでございます。しかし、当該土地、いわゆるA氏所有の土地につきましては、市の先ほど申しましたように売り払い基準と申しますか、先ほど申し上げました市の事務取扱によっては不動産鑑定価格の結果によるということでございます。そういう中でA氏と申しますか、払い下げ申請者から払い下げをしてほしいということで、その価格を調整した結果、そういう形になったものと考えておりますので、よろしく願いをいたします。以上です。

〔2番議員挙手〕

議長（遠山利美君）

もうこれで最後ですからね。

鏑本君。

2番（鏑本規之君）

ということは、市民の方にその土地を払い下げるときに、普通の市民の方だと知らない権利というものもあるかと思うんですね。無償譲渡とか、そういうものやなんかのこととか、また時効取得のこととか、また、そこに対する耕作権の権利が主張できるんだとか、そういうことを知らないことも多々あるかと思う。そういうものを市の方である程度説明をなされて、そして5万2,000円という提示をして、それでA氏が納得をされて買っていただいたということで解釈してよろしいですか。

議長（遠山利美君）

総務部長 鷺見君。

総務部長（鷺見良雄君）

1点、すみませんでした。時効取得とか取得時効のお話を申し上げなかったのも事実でございますし、時効取得の問題につきましては、一般的には議員先ほど御発言いただいたように、善意を持って10年、悪意を持って20年たてば一般的には時効取得になるのではないかというような御質問だろうと思うんですが、これらにつきましては、基本的には本人からの申し出、いわゆる認識といえますか、そういう問題もあろうかと思いますが、公有財産の時効取得に係る問題といたしましては、民法上、今、御説明申し上げましたように、取得時効の問題につきましては、民法上、定義、一般的にはされるわけでございますが、公共財産、いわゆる道路や水路など、今申し上げておりますのが公衆用道路敷ということもございまして、それらが直ちに財産法に及ぶ法律の適用がある、時効取得の適用があるということは非常に難しい問題もございまして、過去の経緯から考えますと、県の時代に使用料を徴収していた等々の事由から、私どもとしては、それをもって時効取得に当たるという見解は持っておりませんので、御理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

議長（遠山利美君）

鏝本君。

2番（鏝本規之君）

ちょっと議長にお願いをいたします。次の2番目の長屋の土地の代金未払いについてということですが、関連する質問が第1回目に行われました。その中で、組合に対して2分の1の権利を有するというようなことが書かれております。そういう発言もありましたし、また、私の今から質問する中においては組合に関係する諸問題が質問の中に入ってきますので、長屋共有地、正式名が長いんであれなんですけれども、正式名は何といったかな。糸貫川共有地廃川地管理組合という組合があるんですけれども、この組合は今も説明のあったように、昭和40年代に国から払い下げを受けたときに、耕作権を有する人たちがお金を出し合ってつくった組合なんです。その組合の中にまた、広い土地ということで、その組合の内部の中に便宜上つくられた組合が通称名南部組合、また北部組合というふうで二つに分かれておるんです。その組合長さんが議長さんであられるわけなんです。非常に質問をする中において、また答弁をする中において、また利害関係の絡む問題に進むおそれがありますので、議長を副議長と交代していただくことをお願いいたします。

議長（遠山利美君）

私に何ぞありましたかね。執行部に質問されるんですから。

2番（鏝本規之君）

いやいや、今、だから、議長にお願いしているんですよ、今のあれはね。だから、議長は副議長と交代していただけることを今お願いしているわけで、質問でも何でもありません。

議長（遠山利美君）

私は別に質問されても構いませんから。

2番（鏝本規之君）

いやいや、利害関係が絡む問題においての審議の中において、当事者がいることがいがかかとい

うような言い方を私がしているわけなんです。当然、その覚書の署名者は議長であり、また、その問題が今から質問する中にいろいろと出てくるわけなんです。ですから、議長、私が質問することにおいて、変な言い方ですけども、いろいろな制約を受ける、また速やかな審議がなされないおそれがありますので、議長を副議長とかわっていただきたいということをお願いしておるわけです。

議長（遠山利美君）
私はそういうふうに別にえこひいきして、私が言うようにそんなような計らいはしませんから、安心して質問してください。

鏝本君。

2番（鏝本規之君）

それならそれで、本人さんが言われるなら、それで結構でございますので質問をさせていただきます。

事務の人、今までのあれ、ちょっと大分進んじやったけど、今からが質問ですから、よろしく。貴重な時間ですので、頼みますよ。そういうところを配慮して勘考してください。

2番目の質問なんですけれども、長屋区の土地代金の未支払いについてということが住民の方から私の方に相談がありましたので、ここであえて質問させていただきます。

住民の方から催告書なるものが市長あてに出されております。また、そのことについての回答も市の方からなされております。それで、その回答に対して、また不同意という意向で催促書がまた出されていると思います。私の方においては、その次のものの回答が私の方には入ってきておりませんが、この長屋の土地、先ほども第1回目の質問の中において説明をしましたが、昭和40年代に広大な土地が旧八ヶ村に払い下げをなされた。その中において、長屋の土地も今現在においていろんな開発の中で今もあるということ。その中において、今回最後の土地というのかな、全部じゃないけど、少しは残っておるかもしれませんが、大半の土地が多目的広場という形の名称で市の方が買い上げたという経緯があるんですね。そういうもろもろのものに対して、歴史が古い歴史ですので、私も質問の中で間違いがあるといけませんので、糸貫町時代の経緯、議会の中でどういうことがなされてきたか。昭和40年代だったかな。40年代の6月でしたかな。49年の11月だったかな。そのころに糸貫町の中においていろいろなこと審議されたと思うし、無償譲渡の決議を要するよというようなことで議会の中で承認を得て、糸貫町名義にするというようなことが議会の中で決定されたと思うんですね。そういうもののいろんな経緯を少し詳しく説明をお願いいたします。

議長（遠山利美君）

企画部長 高田君。

企画部長（高田敏幸君）

それでは、2番目の長屋区の土地代金の未払いにつきまして説明をさせていただきますが、通告によりますと、この未払いの件ということで、今までの経緯につきましては、議員も当時お見えになったということがありまして、それと、きょうはちょっと資料を持ち合わせしておりませんので、

通告にありましたことにつきましてちょっと答弁をさせていただきたいと思います。

今、議員がおっしゃられましたように、最初10月26日に糸貫川共有地廃川地管理組合長の成瀬さんから催告書という形で提出がありました。この中身につきましては、平成17年度に多目的広場として糸貫川共有地廃川地管理組合が所有する土地の8,544平米のうちにあります余剰地の代金の85%分がまだ糸貫川共有地廃川地管理組合に入金されておりません。早急に当組合に入金をお願いしますという催告書が出されまして、それに対して市の回答書を提出させていただいていただけますが、その中身につきましては、当時、糸貫川共有地廃川地管理組合から契約締結権限の委任を受けておりました糸貫川廃川北部財産管理組合と土地売買契約を締結しまして、当該年度に糸貫川廃川北部財産管理組合に払い込み済みですという回答をさせていただいて、その後、そのことにつきまして催告書という形で同組合長からまた提出がなされたわけですが、その中身につきましては、糸貫川廃川北部財産管理組合長が糸貫川共有地廃川地管理組合から契約締結権限の委任を受けていた旨を書面にて提出いただけないかということですね。回答をいただければ不同意ということですが、そのことにつきましては、糸貫川廃川北部財産管理組合長が糸貫川共有地廃川地管理組合から契約締結権限の委任を受けていた旨の書面につきましては、平成19年6月21日に開催しました本巢市議会第8回全員協議会及び平成19年6月22日開催の第3回本巢市議会定例会で答弁しましたとおり、覚書を締結する折に、下部の組合長から上部の組合長の了解を口頭でもらったと聞いており、委任状というような書類はない。書面をとっておけばそれにこしたことはなかったが、信頼をして書面をとっていなかったということですので、御理解賜りたいと思います。

〔「ちょっと説明が足らん。ここを読んでくれな、何ともならんだろう。途中、中、抜かれちゃったら、次の質問、できへんが。ここの部分をちゃんと、市民の方から出されたものに対しては、きちんと読んでくれな。聞いておる人がわからへんが。わしもようわからへんけど」と呼ぶ者あり〕

今の答弁の中で、1回目の催告書に対します市長からの回答書に対します2回目の催告書の頭の部分でございますけれども、平成21年10月26日に提出いたしました催告書につきまして、同年11月17日に御回答をいただき、その折に市職員より説明を受けましたが、説明の中で、口頭で契約の締結に当たって糸貫川廃川北部財産管理組合長が糸貫川共有地廃川地管理組合から契約締結権限の委任を受けていたことから、糸貫川廃川北部財産管理組合と契約をしたとの説明を受けましたということですね。

〔2番議員挙手〕

議長（遠山利美君）

鏝本君。

2番（鏝本規之君）

今の説明によりますと、この余剰地のお金というもの、処分においては、長ったらしいから、上部組合、下部組合、北部組合という解釈でしゃべらせていただきますけれども、上部組合の組合が

ら下部組合の組合長に対して契約の委託をしてありますと。だから市としては契約をしたんだという回答なんですけれども、上部組合の組合長さんも、また下部組合の組合長さんも、そういうことを受けた覚えはないというふうに発言をされております。組合から委託を受けましたよと言っているのは行政の方だけであって、市の方だけであって、委託をしましたと言っている上部組合も委託はしておりませんというふうに言っておりますし、また、受けたと言われている北部組合長さんも委託は受けていないとはっきりと宣言しているんですね。そういう中において、どうしてこの回答がなされるんですか。おかしいと思いません。した方もされた方も、しておりませんよ、されておりませんよと言っておるのに、市の方はされているから、北部財産管理組合と、下部組合と契約をしたんだと。上部組合が了解の上でしたんだという話はつじつまが合わないんじゃないですか。どこをもってそんな回答がなされるんですか。だから、本人、要するに上部組合の組合長さんたち、組合員が、このことに関して納得ができないから、そういう回答をなされるなら、北部組合の組合長さんが上部組合から委託を受けたという旨を口頭ではなくて書面でもらってきてくださいよと言っておられるわけですよ。当の本人もおられるわけですから、まだ死んじゃったわけじゃないから。それをいただかなければ、そういうことに対する回答が当然納得できませんよということで、また催告書がなされているわけなんです。そんな前にこういう回答をした、こういうことは、言葉は悪いですけども、私に言わせれば、まるっきりうそみたいな回答になるわけですよ。出した方も出された方も、もらっていないと言っているんですから。もう少しまじめに答えてください。

議長（遠山利美君）

企画部長 高田君。

企画部長（高田敏幸君）

今の御質問でございますが、私どもは、当時の契約手続ですね。そうしたことにつきましては、先ほども申し上げましたとおり、覚書を締結する折に下部の組合長から上部の組合長の了解を口頭でもらったというふうに聞いておるということは当時の市長も申しておりますが、しかし委任状というような書類はなかったと。書面をとっておけばよかった。それにこしたことはなかったが、信頼をして書面をとっていなかったということで、当時の契約手続につきましては適正に行われており、問題ではなかったというふうに考えております。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（遠山利美君）

鏝本君。

2 番（鏝本規之君）

いいですか。当の本人が議会の中でも外でも上部組合から委託は受けていないと断言しているんですよ。そういう断言をしている中において、今の回答ですと、それじゃあ北部の組合長が、場所場所によって受けたとか受けないとかといって発言がころころころ変わっておるといいますか。仮にもその人は議員ですよ。その人の発言がころころころ変わっておるなんていうことは、おかしい回答じゃないですか。ですから、市の方が間違った解釈をしているんじゃないかと言

っているんですよ。どう考えても、今のあなたの回答だと、その契約をしたときは、北部の組合長は、私は上部の組合から委託を受けておりましたと、そう言ったと。今は北部の組合長は、上部の組合長から委託は受けていなかったと言っておると、そういうことになるじゃないですか。そんなばかな話が、ああ、わかりましたと言えらと思います。もう一遍、まじめに答えてくださいよ。頼みます。

議長（遠山利美君）

企画部長 高田君。

企画部長（高田敏幸君）

私ども、当時そういったことを確認してやったわけですが、市としましては、下部の組合長さんが今どのようなことを言っておられるのかということは存じ上げておりませんし、関知はしておりませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

〔2番議員挙手〕

議長（遠山利美君）

鏝本君。

2番（鏝本規之君）

ちょっと議長、質問の回数に限られてきているし、時間も限られているんですよ。ですから、言った言わんという話を今ここでしてもしょうがないですから、少し休憩いただけませんか。暫時休憩をしてください。ちょっと資料を示しますので、よろしくお願ひします。

議長（遠山利美君）

暫時休憩します。

午前10時07分 休憩

午前10時08分 再開

議長（遠山利美君）

再開します。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは、私の方から、今の質問についてお答えさせていただきたいと思ひます。

先ほどから企画部長が御答弁を申し上げているとおりが基本でございます、これにつきましては、前市長、旧当事者の町長でございます。そして、その後も市長もやられておられますけれども、その御本人がそういう認識のもとに契約をされておりますので、私どももそれを信じておりますし、そういう認識でもって考えています。そして、これはまだ別に関係ない話かも知れませんが、今、書類を見せられましたけれども、それは私どもがこの契約を締結するときの状況と今のここでのお話というのは何らコメントする立場にはございませんので、その件についてはコメントは差し控えさせていただきます。基本的には、当時、19年6月22日に本巢市議会で前市長が答

弁したとおりでございます、私どももそのように認識をいたしております。以上でございます。もうそれ以上、お答えは申し上げません。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（遠山利美君）

鏝本君、5回目よ。

2番（鏝本規之君）

5回目だって、そんなばかな回答なんかで、5回目、6回目と言われちゃたまって言うておる。

議長（遠山利美君）

鏝本君。

2番（鏝本規之君）

いいですか。当の本人は議員であって、議会の中でもそういう発言をしておらないと言っておる。今の市長さんの発言だと、その当時は、その当時はと言われる。信用しておったという。議会の中で議事録が当然あるはずだから、そういう発言を北部の組合長がした形跡があるなら、それを出してから物を言ってもらわな困りますよ。さっき言った回答と一緒にじゃないですか。聞いた、聞かんなんて。その当時、市長が聞いたから、本人いないから、そういう問題じゃないんだよ。議会の中で物事がなされていることは議事録にきちんとうたわれているんだ。だから、北部財産管理組合の組合長が内外においてでもそういう発言をしたことがないと言っておられる。それをありますよというなら、あった実績を議事録でも何でも出して、何月何日の議会の中において、こういう発言をなされていると言えいいじゃないですか。もっと言うなら、当の本人、目の前におるから、聞けばいいじゃないですか。何を言っておるか。そんなもんで回答とかどうのこうの言われちゃたまん。もっとまじめに答えてください。

議長（遠山利美君）

市長 藤原君。

市長（藤原 勉君）

何度も申し上げますように、私どもの認識は先ほどお答えしたとおりの認識でございます。以上でございます。

議長（遠山利美君）

そういうことでございますから、理解をお願いします。

〔 「ちょっと待ってください」と呼ぶ者あり 〕

はい。

2番（鏝本規之君）

ですから、議長を交代してくださいと言ったんですよ。いいですか、この問題は大事な問題なんですよ。当の本人が委託をしていない、当の本人も委託を受けていない、そういう中において、こういう契約をなされたということは、虚偽の中で契約をしたことと一緒にじゃないですか。そういう契約が、それじゃあ有効か無効かという話になっちゃいますよ。私は政治家であって法律家じゃあ

りませんから詳しいことはわかりませんが、どう考えてもおかしいじゃないですか。そういう報告の中において、先輩諸兄の議員の先生たちが、ああ、そういうことなら賛成しましょうと、予算を出しましょうと、物事がなされてきたんじゃないんですか。うその報告をして、それで市会議員をだまして、議会の中で賛成がとれたから、もうそんなことはどうでもいいですよなんていう話は、到底、議員として許されることじゃないですよ。

もう1点、変な言い方をするといかんかもしれませんけれども、もともと49年に糸貫町議会の中において、この土地を処分するときには議会の承認を得るために無償譲渡の決議をするということがきちんとうたわれているんですよ。だから、過去のものにおいては無償譲渡の決議がなされているから、こういうトラブルも何もなくてスムーズに済んでいるんですよ。今回はその無償譲渡の決議すらしていないからこういうトラブルが起きる。それをまたうまいこと、言葉は悪いですけども、覆い隠すように、やっちゃったことだからしょうがないと、非は非と改めることは改めないかんですよ。それをその当時どうでした、こうでしたと。当の本人も目の前におって、当の本人も何も言わっせんやで、間違いなくそんな発言はしておらんと思っておるんですよ。それを本人が、いや、おれはもらったよと言うなら、それはいいし、もらってないよと言うなら、それはそれでいいかもしれないけれども、当の本人は、私の質問に対して、おまえの言っておることは間違っておるぞとは一言も言っておりやあせんのだで、私の言っておることが正しいに決まっておるじゃないか。それに対して、その当時にそうだった、こうだったから契約しておるんだから仕方がないなんて弁明がどこにあるかいね。もう一遍やり直し。

〔「もう終わりでしょう」と呼ぶ者あり〕

終わりってことがあるかいね。そんなものは、まともな回答がなされんという、時間がどうのこうのって話どこにあるかいね。私の質問なんて1分で済んだ話だがね。それをうそばかり並べるからおかしくなるだけのことじゃないか。きちんと答えなさいよ。

議長（遠山利美君）

じゃあ、最後にもう一遍だけ教えてください。

〔「最後じゃないというの」と呼ぶ者あり〕

平行線だから、やむを得んでしょう。

市長（藤原 勉君）

これを最後にお答えさせていただきます。

何度も申し上げますように、私どもの認識は、当時の認識はそういう認識のもとに契約をされたということでございまして、その後のいろんな発言がどうのこうのと今お話をされていますけれども、それについては当時の状況の変更には何ら私はコメントする立場にございませんで、それ以上の発言は差し控えさせていただきます。これにつきましては、認識は先ほどから答弁しておるとおりでございます。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

議長（遠山利美君）

次の質問ですね。

2番（鏝本規之君）

もう回数を言われると非常にいかんし、時間のことを言われると非常に私も、次の人がいるから心外なだけけれども、いいですか、議員が一つのことに対して答えをお願いしている。質問時間なんていうのはものの1分か2分のことなんですよ。それをはぐらかすような回答をされて、そしてそれが一般質問の回答ですよなんていうことが許されていいわけがないじゃないですか、議長。それにもう1点、議会の中において無償譲渡の決議を要するということが議会の中で決定されているわけなんですよ。そのことを議会に報告もしなくて、議案として出されもしなくて、勝手に売り買いをしておいて、それでそれが正当な売却ですよと、こう言われたら、議会の中で皆さんが賛成したことを、議決をもってきちんと賛成したことが、執行部の都合によってころころころころ変えてしまつては、議員が何のためにここに議員としていて、何のために採決をとるのかという問題にもなつてしまいますよ。議会の中で決められたことが執行部の都合でころころころころ変えられるようになってしまつては、市会議員不要論ですよ。それに追求するから、今厳しく言っているわけなんですよ。それを時間がどうのこうのとか、回答がどうのこうのとか、回数がどうのこうのなんて言われてしまつては、議員としてのメンツも立ちませんし、この議会そのものの存続にかかわる問題ですよ。ですから、もう少しまじめに答えてくださいよ、市長。なぜ無償譲渡の決議もしなかったのか。しなかったこと自体も執行部のミスじゃないんですか。そういうことも含めて回答するのがしかるべきだと思いますよ。もう一遍きちんと回答させてください。

議長（遠山利美君）

もう最後ですから、平行線ですから、鏝本さんの言うとおりににはなかなかかならんと思いますけど、次の質問に移ります。時間がないんですよ。

〔「時間は関係ない」と呼ぶ者あり〕

関係ないことないで、そんなことは。

〔「それだから議長かわれって言っておるやないかい、本当に」と呼ぶ者あり〕

関係ないことない。時間が定められたことでやっていくんだから。

〔「こんなことは、いいですか、議会の中において皆さんが納得すればいいですよ。議会の中で決めたことが執行部の都合によってころころころころ変えることを皆さんが容認すれば、私はそれで結構ですよ」と呼ぶ者あり〕

それはもう前回のときにそういうふうに議会は解決をしたと思いますから。

〔「どういうふうに解決しておるの。私はそのとき、議員じゃありませんから、わかりませんよ」と呼ぶ者あり〕

いや、鏝本さんもお見えになった、そのときは。

〔「何をどこで解決しておるの。その当時……」と呼ぶ者あり〕

私が答弁者じゃないから。

〔「まあ、ええわ、わかったわかった。次のところ、行きます」と呼ぶ者あり〕

あと5分やでね、質問時間。

2番（鏝本規之君）

ちょっと局長、あと5分か。さっきのやつ、おれの質問の分はちゃんとあれしたか。多少時間が延びるかもしれませんが、よろしく願います。まともな答弁がいただけませんでしたので、そのことはよく議長の方で判断してください。時間の延長は議長の判断でできますので、よろしく願います。

議長（遠山利美君）

原則はできません。原則は時間の延長はできません。

2番（鏝本規之君）

ああ、だから、多少はできるということは議長の判断だから。

それじゃあ質問します。長屋の堤防敷の中において使用料をいただいておりますと思っておりますけれども、その使用料がどのように決められて、さきの答弁の中において2分の1の権利を有すると。市の方に2分の1、また組合の方に2分の1ということは覚書の中でうたわれている。当然、そのことにおいては、回収した、徴収した金額の2分の1は当然組合員に払われているというふうに思うんですね。それから、組合に権利が2分の1あるということにうたわれている以上、個人に対しての徴収はなされていないと思うんですけれども、説明のほど、よろしく願います。

議長（遠山利美君）

ただいまの質問について答弁を総務部長に求めます。

総務部長 鷲見君。

総務部長（鷲見良雄君）

引き続いて、3点目ということで、私の方から御答弁申し上げます。

議員御質問の堤防敷の問題については、覚書にも記載してございますように2分の1ということで、議員御指摘のように市が2分の1、組合が2分の1ということでございます。長屋堤防敷の北部における占用箇所といたしましては、現在11カ所の1,021平米ございます。道路占用料として平成20年6月より7名の方から使用料を徴収しております。また、行政財産の用途廃止によって、公衆用道路から宅地に地目変更したところが2カ所あるということで、現在では普通財産として2名の方から使用料をいただいております。

議員御指摘の覚書は、平成16年1月30日に旧糸貫町と糸貫川共有地廃川地管理組合、これは基本的には18年12月の全員協議会でお答えがあったように、糸貫川廃川北部財産管理組合と契約を締結したものでございます。当該土地と関連する旧堤防敷の残地の取り扱いについてその定めをしております、その末尾に権利関係が明記されております。平成19年12月18日の議員への一般質問の回答の中で1番目でお示しをさせていただいたとおり、平成10年ごろに旧糸貫町の土地開発公社が長屋の堤防敷地を含めた開発を行ったときに、その関係が2分の1ということが整理されておまして、それらをもとに旧糸貫町議会においても堤防敷地の処分が協議されておるということをお前総務部長、私の前の総務部長が議会において御答弁申し上げたところでございます。

ただ、この覚書につきましては、御存じのように、浄水場及び駐車場用地として8,547平米を先ほど説明しましたように5万円で買収することを目的としたもので、その末尾に記載されているということでございます。本巢市として平成17年度に糸貫川多目的広場用地として買収したものでございまして、それに関係する堤防敷地の問題につきましては、すべて関係部分につきましては公有地として活用をしております、それらに対する残地はないということで、本覚書による権利関係の2分の1を指すものではないということで考えております。

以上、回答とさせていただきます。

〔2番議員挙手〕

議長（遠山利美君）

鏑本君。

2番（鏑本規之君）

意識の、考え方の相違だということで、またこれを論議していくと、また長いこと時間がかかりますので、それはきょうは置いておきます。ただ、その中において、覚書の中において北部財産管理組合に2分の1の権利があるというふうに今言われたと思うんですね。私の手に入れた書類の中においては、糸貫川共有地、要するに上部組合と契約が2分の1の権利を有するとなっている。今の発言ですと、北部と2分の1の権利だというふうになされているけれども、これはたまたま私が議員のときに、この覚書の中においては、この内容において皆さん承知をしておられたはずなんです。これがいつ上部組合の権利から北部組合の権利に移行したのか、その経緯を説明をお願いします。

議長（遠山利美君）

総務部長 鷲見君。

総務部長（鷲見良雄君）

先ほどの答弁の中でもお願いをいたしましたように、議員が平成19年12月18日の一般質問をいただいた折に、当時の総務部長がそういうことで下部と契約をしたものでありますということで御回答申し上げているという御説明を申し上げました。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

議長（遠山利美君）

鏑本君。

2番（鏑本規之君）

覚書の中において、乙の肩書が違っていただではないかと。上部組合の肩書は遠山氏ではないでしょう。そういうことの論議の中において、肩書が違っていただということにおいて覚書の肩書が違っていただからということの説明がなされたんですよ。内容についてはそのままなんです。この内容が、知らんでいるうちに、どうして上部から北部に変わったのかと。変わったことに対して、議員の諸氏にその旨の報告がなされて、議員の中から賛同を得て北部になったのかということを知っているんですよ。もう一遍回答をお願いします、まじめに。

議長（遠山利美君）

総務部長 鷺見君。

総務部長（鷺見良雄君）

その当時に御回答申し上げておるのは、あて名と申しますか、契約の相手先が誤記をされているということでございまして、関係する部分、糸貫川廃川地管理組合ですか。いわゆる上部という名前が記載された部分については、すべて北部財産管理組合という形で訂正があったものと理解しております。よろしく願いをいたします。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（遠山利美君）

鏝本君。

2 番（鏝本規之君）

いいですか。組合に対して、上部組合に対して、今までの契約がすべて上部組合との契約がなされているわけですよ。そして、上部組合の人たちは、その土地の権利は当然上部組合にあるというふうに解釈しているわけですよ。先ほどの言った言わんの回答においてでも、上部組合の了解を得ているから北部組合の組合長と契約をなしたんだということなんです。上部組合に権利があると、先ほどの回答でも言うておられるじゃないですか。それがどうして、そのことを皆さん承知しているから、内容においてはそのまま結構ですよと言っているんですよ。上部組合の人たちも上部組合の権利だとわかっているんですよ。それが、知らんでおるうちに、上部組合の何の了解もないうちに、どうして北部組合の権利になっちゃうんですか。あなたの財産が、知らんでおるうちに私の財産になっておったら、怒るでしょう。そういう説明がどこでなされているのかということを知っているんです。

議長（遠山利美君）

総務部長 鷺見君。

総務部長（鷺見良雄君）

何度も同じようなお答えでまことに申しわけございません。私が当時そういう形がかかわってきたということもございません。聞き及びますところによると、過去の経緯、いわゆる過去の旧糸貫町において処分された内容を真摯に引き継ぐという目的で覚書という形で調整されたものと理解しております。たびたび同じ回答でまことに申しわけございませんが、認識としてはそのような認識をもって対応しておりますので、御理解をお願いいたします。以上です。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（遠山利美君）

最後ですよ。

2 番（鏝本規之君）

最後でも何でもいい。今の回答ですと、当時担当してなかったからどうのこうのと。またこれで皆さん定年になったらやめてしまう。また市長さんもいつまで市長をやっておるか分からない。そ

ういう中で前の市長がこう言ったからああですよこうですよなんていう話は、議論しておってもし
ようがない。そのことが議論としてきちんと成り立つように議事録というものがあるんですよ。そ
の議事録に書いてあることが物事の大事なことであって、これはもう永久保存みたいなものなん
ですよ。だから、こういう回答をしたときには、何月何日の議会の中において何ページに書いてあり
ますよと言えればいいんですよ。そういうことも言えないような回答では、到底回答として私は納得
することができません。ですので、今回からもう少しまじめに答えてくれるように、市長さん初め
執行部の人たち、よろしく願いをして、一般質問を終わります。以上。

議長（遠山利美君）

ここで暫時休憩します。10時50分から再開しますので、お願いします。

午前10時31分 休憩

午前10時50分 再開

議長（遠山利美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

1番 江崎達己君の発言を許します。

1番（江崎達己君）

おはようございます。

議長より発言のお許しをいただきましたので、発言通告に従い、質問をさせていただきます。私
は、9月の市議選で初当選をいたしまして、きょう初の質問でございます。どうぞよろしくお願い
申し上げます。

私は、立候補に当たり、本巢市の活性化、活力ある本巢市を目指すということを、市民、有権者
の方に訴えてきました。そこで、活力ある本巢市を目指した取り組みについて質問をさせていた
だきます。

平成の大合併に伴い、3町1村の合併により本巢市が誕生しました。市民サービスの向上ととも
に、多くの市民は活力ある本巢市を願い、大きな期待が寄せられております。そうした中で、平成
20年2月に藤原市政が誕生しました。その後、平成20年3月11日付訓令乙第2号により職員提案制
度実施規程が設けられ、事務事業の改善に取り組みがなされているようです。これは行政経験のあ
る市長ならではの市政の取り組みかと思えます。本巢市の職員提案制度の目的は、行政事務の効
率的な推進及び事務能率の向上を図るため、職員の創意工夫や改善の提案を積極的に生かし、また
提案の実施を通して職員の市政運営への参加意識の向上、そういったことと事務の効率化を図ると
ともに、市民サービスの向上に向けて資することとなっております。

私は、本年3月まで岐阜市の職員でありました。岐阜市にもこうした提案制度が設けられており
ましたので、個人提案を行い、事業実施の経験をいたしました。提案者は、提案書を作成するのみ
ならず、審査員に対してプレゼンテーションを行うことにより、大勢の人の前で提案説明をするこ
とにより、プレゼンテーション力の向上とともに資質の向上にもつながっているのではないかと思

います。提案が採択されれば、提案した職員は市政運営への参加意識や職務遂行意識が高まるとともに、職場での活力が生まれるのではないかと思います。職員の多くは本巢の市民でもあり、日々の業務において直接市民に接し、多様化するニーズを感じ、ともにこうしたものを把握されており、多くの提案書が提出されるのではないかと思います。何といても、職員は行政のプロです。採択されたすばらしい提案はインセンティブを与える必要があるのではないかと思います。また、すばらしい提案は事業化を図るための予算措置が大切かと思えます。以前、私の経験では、確かに提案はよいが、その提案事業のために部の予算枠の中で対応しろということで、他の事業予算が減額されたり、部内での職員から理解が得られにくかったこともあります。政策的経費である提案事業であれば、枠外予算を確保し、実施されれば、職員も安心して提案ができるのではないかと思います。数多くの提案があれば、さらに活力が生まれてきます。

そこで、さらなる活力ある本巢市を目指す必要があるため、2点の質問をさせていただきます。

第1点として、職員の提案制度の取り組みの状況はどうか。

第2点として、採択された提案の事業費は、予算措置として通常の枠内予算ではなく、特別枠予算を取り扱ってはどうかと思えます。市長の所見をお聞かせください。

議長（遠山利美君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは、答弁をさせていただきたいと思えます。

初当選、初議会、そしてまた初質問、そしてその中で答弁の初ということで私を御指名いただきまして、大変ありがとうございます。それでは心に残る御発言と思えますので、ありがとうございます。

それでは、提案につきまして御回答申し上げたいと思えます。

まず、1点目の職員の提案制度の取り組み状況ということでございますけれども、職員の提案制度につきましては、先ほども議員の方からもお話がございましたけれども、行政事務の効果的な推進及び事務能率の向上を図るため、職員から事務改善方策などを積極的に提言してもらい、その実践を通じて職員の市政運営への参加意識を高め、事務の効率化を図るとともに、行政運営の改善と市民サービスの向上を目的として、先ほどもお話がございましたように、平成20年度から実施しているものでございます。

昨年度におきましては、窓口事務等の市民サービスの向上、また事務事業の改善、それから徴収事務の改善・効率化というようなことで、職員から10件の提案がございました。その内容につきましては、副市長を委員長といたしました各部局長で構成いたします職員提案審査委員会ということで審査をいたしまして、そのうち6提案について趣旨採択するということといたしまして、それぞれ関係する部局、また、行政改革を推進するための窓口サービス検討委員会の場で検討していただきまして、改善すべきものにつきましては所要の見直しを図ったところでございます。

また、これに関連して、先ほど議員の方からもお話がございましたように、私も長く県におりまして、いろいろと政策、企画、そういう分野に長く携わっておりまして、これはぜひ本業市の職員も、日ごろの事務事業に流れることなく、やはりいろんな発案、企画、そういうものができるような人材をぜひ養成していきたいなというようなことで、職員の政策形成能力とか創造的能力の向上を図るといこと、そして柔軟な発想ができる人材育成というのを目的といたしまして、20歳代から30歳代等の特に主査以下の若手職員19名で構成いたします政策研究グループというのを昨年設置いたしました。現在その皆さん方は三つの班に分かれて、一つ目は産・学・官連携によるインターンシップ制度の研究、二つ目の班は文化資源を生かしたまちづくりというようなもの、また三つ目のグループはデュアル・モード・ビークルの研究というようなことを当面のテーマということで、自主的な勉強会、また先進地視察というのをやっているところでございまして、これは勤務時間内でなくて勤務時間外を多く使いながら、若手の職員が一生懸命、今、勉強に励んでおるところでございます。今後、個人のみならず、グループ、それから所属課等からも、こうした活動を通じて積極的に提案をしていただけるようまた指導し、その結果は市政に反映してまいりたいというふうに考えております。

二つ目の方の、こうした出てきた提案を特別枠の予算として取り扱ってはどうかという御質問でございます。

職員提案につきましては、行政事務の効果的な推進、事務能率の向上を図るといことを目的としたものでございまして、採択に当たりましては、当然に見直し事業の効果、また必要な予算額の検討というのを行いまして、通常の予算枠内でスクラップ・アンド・ビルドを基本に採択決定というのを考えております。一方、先ほど申し上げました若手職員によります政策研究グループの成果につきましては、現在のところ、まだ目に見えた成果は出ておりませんが、今後、具体的な成果が出てくれば、積極的に市政に反映して、特別予算枠の設定も考慮しながら、事業の推進を図ってまいりたいというふうに考えております。

こうした取り組みというのは、先ほど議員もお話ございましたけれども、もう一つの目的がございまして、職員の意識改革、自己改革というものでございまして、職員一人ひとりが既存の概念に縛られることなく、今までのこれはできないというんじゃなくて、これはできるという柔軟な発想への転換を求めているものでございまして、長い目で見れば職員の意識改革、そういうものにもつながっていくものじゃないかというふうに思っております。今後も、私も含め職員全員が知恵を出して、汗をかき、市民の皆さんと一緒に「元気で笑顔あふれる本業市づくり」を進めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

議長（遠山利美君）

江崎君。

1番（江崎達己君）

御回答ありがとうございました。三人寄れば文殊の知恵と言います。多くの方から多くの提案が

あれば、その中には素晴らしいものが生まれてきますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（遠山利美君）

続きまして、18番 鵜飼静雄君の発言を許します。

18番（鵜飼静雄君）

それでは、質問をさせていただきます。今回は4点挙げております。順次お願ひしたいと思ひます。

昨年来、景気の後退の中でワーキングプアという言葉がしきりに言われるようになってきました。このワーキングプア、そういった今の状況を端的に、あるいは如実にあらわすのが国民健康保険だというふうに思っています。そういう点で、第1番目に国保税に関してということでお伺ひをしたいと思っています。

ワーキングプアの増大というのは本巢市も例外ではありません。特に最近、国民健康保険税がなかなか払えない、何とかならないかというような相談も多くなってきています。そういう中で、特に低所得者に対してどのような施策を考えていくのか。今の許される法律の範囲内でどうするのか。そうでない場合どうするのか。さまざまな手だてを講じていくことが今求められているというふうに思っています。

そういう中で、今の国民健康保険税というのはどういう仕組みになっているのかということを変更て考えてみますと、所得の低い人ほど負担割合が大きくなるということが明らかであります。それは、かつては比較的応能割が多かったわけでありましてけれども、今、基本的には応能割と応益割を五分五分にするという方針の中で物事が進んでいるため、能力がなくても負担はふえていくという傾向にあります。ちなみに、40歳以上の夫婦と未成年の子供2人の場合を試算してみますと、所得金額が200万円の場合、その200万円に対して10.2%、300万円の場合は8.4%、400万円の場合は7.6%というふうな負担割合になっています。金額的にはもちろん収入が多ければ多いほど税としては多くなりますけれども、その所得に対する割合で言うと、今申し上げたように所得が低いほど負担割合が大きいう状況になっています。そのために、今の景気の状態の中で所得がさらに低下し、国民健康保険税がなかなか払えない。そういった結果、国民健康保険税の値上げという状況になり、さらにまた払えなくなるという悪循環に陥っていく、そういう傾向があるのではないかとこのように思っています。

そういったことを念頭に置きながら、まず第1番目に、所得階層ごとの世帯数はどうなっているのか。また、そのうちの滞納世帯はどういう階層に属しているのか。その点について、わかれば結構でありますけれども、まずお聞かせ願ひたいと思ひます。

議長（遠山利美君）

ただいまの質問についての答弁を市民環境部長に求めます。

市民環境部長 藤原俊一君。

市民環境部長（藤原俊一君）

それでは、1点目の鵜飼議員の質問についてお答えさせていただきます。

所得階層ごとの世帯数とはどのような御質問でございます。平成21年10月末現在の国民健康保険被保険者で所得が33万円未満の世帯は1,423世帯でございます。また、33万円以上100万円未満の世帯は763世帯、100万円以上200万円未満の世帯数は1,211世帯、200万から300万円未満の世帯数は720世帯、300万から400万未満の世帯は371世帯、400万円以上の世帯は550世帯となっております。また、当該階層別の滞納世帯数については把握しておりませんが、全体の滞納世帯数は21年11月現在で1,047世帯でございます。以上でございます。

〔18番議員挙手〕

議長（遠山利美君）

鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

今、各階層ごとの世帯数を教えていただきました。多くが比較的所得が低いと。これは国保の特徴でもあります。そうした中で、法定減免を受けることができる状況の人はまだしも、そうでない人に対してどうしていくのかということが求められてまいります。

そこで2番目の問題でありますけれども、国民健康保険税の減免については、地方税法や、あるいは条例などによる申請減免というのがございます。その利用状況はどうなっているのかということをお伺いしたいと思います。

あわせて、国民健康保険法の第44条には一部負担金の減免についての規定があります。第44条は一部負担金の減免・徴収猶予ということで、特別の理由がある被保険者で、一部負担金を払うことが困難な場合には一部負担金を減額すること、あるいは負担金の支払いを免除すること、そして三つ目には医療機関等に対する支払いにかえて一部負担金を直接徴収することとし、その徴収を猶予すること、この三つのことが規定をされています。この利用状況、あるいは市としての対応はどのようなになっているのか、お伺いしたいと思います。

議長（遠山利美君）

市民環境部長 藤原君。

市民環境部長（藤原俊一君）

それでは、2点目の減免申請、あるいは一部負担金の減免の利用状況についてということでお答えさせていただきます。

保険税の減免申請でございますが、現在、窓口での納付相談、そういうときに説明を行っております。平成21年度の保険税に係る減免申請の利用状況につきましては、今年11月現在で6件ございました。すべて失業による所得の減少に起因するものでございまして、うち4件は承認をし、1件が不承認、また1件については現在調査中でございます。

それと同時に、国民健康保険の44条の関係でございますが、この中には一部負担金の減免等ということでございます。当市におきましては、要綱等を制定しておらず、現在のところ実施はしておりません。また、県内各市町においても同様に減免を実施していないということ聞いております。

今後、他市の状況を見ながら検討をしてみたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

〔18番議員挙手〕

議長（遠山利美君）

鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

今のことで、一つは申請減免について、窓口で相談のときに説明をするということでもありますけれども、正直申し上げて、なかなかこの制度の存在自体が徹底していない、知られていないということがあります。相談に来られた場合にももちろん説明していただくのは必要ですし、それはそれで続けていただきたいと思いますけれども、それだけでなしに、こういったものの存在自体をやっぱり市民に知らせていく、このこともあわせて必要ではないかというふうに思っています。そのことについて、いろんな方法は申しませんけれども、ぜひそれは考えながら、本当に困っている人がせっかくの制度をうまく活用できるように対応して行ってほしいということを思います。

それと、国民健康保険法の第44条の関係でいろいろ調べておりますと、厚生労働省の国民健康保険課長名、あるいは援護局の保護課長名、3人の連名になっておりますね。ことしの7月1日付で都道府県の衛生主管部長、都道府県、指定市、中核市民生主管部長殿ということで通知がなされているんですが、7月ですので、これは恐らく各市町村にも来ているだろうと思うんですね。この内容は、「生活に困窮する国民健康保険の被保険者に対する対応について」という文書です。恐らく来ているのではないかというふうに思って話しますけれども、この最初の方に書いてある部分だけ少し読みますと、医療機関の未収金は生活困窮の場合と悪質滞納と両方ありますけれども、このうち生活困窮が原因である未収金に関しては、国民健康保険における一部負担金減免制度の適切な運用や医療機関・国保・生活保護の連携によるきめ細かな対応により一定程度の未然防止が可能であると考えられるという観点から、対象者に対して適切に制度が適用されるよう努めることというふうに述べています。

先ほどの答弁ですと、本業市にはそのための要綱がない、岐阜県のどこの市をとってもないという非常に残念な状況でありますけれども、国自体がこういう方向を示し、我が党の議員の国会質問に対して、当時、舛添厚生労働大臣でしたけれども、この一部負担金の減免等を市町村が行った場合には、その半額を国で補てんしようというような答弁がなされております。そういったことも兼ね合わせながら、市として、よその状況を見ながらということもあるとは思いますが、この通知は県内すべての市町村に恐らく行っていると思うんですね。だから、その観点に立って、今ある法律、今ある条例、そういったものに基づいてどのように低所得者対策を進めていくかというのは非常に重要な問題です。新たな制度をつくってというわけではないので、ぜひともそのあたりは積極的に取り組んでほしいというふうに思っていますが、この点について、何かございましたら、見解をお伺ひしたいと思います。

議長（遠山利美君）

市民環境部長 藤原君。

市民環境部長（藤原俊一君）

現在の低所得者に対しましては既に軽減制度がございまして、軽減割合において現在行っております。先ほど申し上げましたように、その一部負担等につきましての制度問題になってこようかと思えますけれども、なかなか今現時点でどうするかというのは、先ほど申し上げたように、まだそこまでは至っていない状況でございます。できるだけ低所得者に対しての軽減措置としては、そういう現在行っておりますものを、7割、5割、2割、そういった軽減にできるだけ沿ったような格好で今は進めていきたいと思っております。

周知についてどうかというお話も御質問の中にあつたわけでございますが、減免についての周知というのは、まだそこまではちょっとやっていないわけなんですけれども、折を見ながら皆さんに説明はしていきたいなということを考えております。以上です。

〔18番議員挙手〕

議長（遠山利美君）

鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

今の点で二つだけ申し上げておきますと、先ほど申し上げました国の通知については、これに関連して来年度モデル事業を実施することになっているそうでありますね。各都道府県、最低1市町村をモデルの対象としてやるようにという指示が当時来ておりまして、ことし8月いっぱいでしたかね、期限だったと思いますので、恐らくもう今出ているだろうと思うんですけれども、だから少なくとも岐阜県で1市町村以上が来年度そのモデルをやることになるだろうと思うんで、その動向を見ながら、すぐに対応できるような体制づくりも同時にしていく必要があると思うんですね。その点については、藤原部長は今度めでたく定年を迎えられるので、ぜひともその引き継ぎをきちんとしていってほしいということだけ、その点については申し上げます。

それと周知徹底の問題については、市がこれは絶対知ってほしいとかいうことについてはいろんな形で周知徹底を図ろうとしますね。でも、こうした減免制度についてはあまり積極的ではないということが間々あります。だから、今、機会をとらえてというふうに言われましたけれども、機会をつくってというふうにしないと周知徹底は図られないんです。私も最近、減免制度についての勉強会をということで呼ばれて、ちょっと話に何人かのグループに行ったことがありますけれども、全く知らないんですね。だから、もう一度聞きます。機会があればじゃなしに、機会をつくって周知を図ってほしいというように思いますが、どうでしょうか。

議長（遠山利美君）

市民環境部長 藤原君。

市民環境部長（藤原俊一君）

周知につきましては、広報で皆さんに知らせるということじゃなくて、今現在進めているのは、毎日、随時窓口で相談を行っておりますし、本当に困っている方については、一応そういうふうで

相談という格好で今進めております。それ以外の人はなかなかお聞きにもならないし、そういうことがどうかと思いますけれども、今後そこら辺も踏まえまして、ちょっと考えてさせていただきたいなと思っております。よろしく申し上げます。

〔18番議員挙手〕

議長（遠山利美君）

鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

一番簡単な方法は、国民健康保険に対して通知をいろいろするわけですね。保険税の通知とか。そのときにこういう制度があるよとわかりやすく、小さい字ではだめですよ。大きい字でわかりやすく書いて出せば、目につくように、それで相当な周知ができるんじゃないですか。だから、そんなに難しいことではないと思うんで、それは積極的に進めてほしいと思います。

じゃあ、次、3番でありますけれども、最初に申し上げたように、所得が少ない人ほど負担割合が大きくなっていくというのが国保の今の仕組みであります。このことは、私は社会保障の観点からすれば、やっぱり問題があるんじゃないかというふうに思っています。障害者自立支援法が誕生してから、多くの障害者団体、あるいは個人から多くの批判があったのは、応益負担が導入されていったことであります。社会保障の原則は、能力に応じて負担をする、必要に応じてサービスを受けるというのが原点なんですね。だから、そういう観点からすれば、若干問題があるというふうに思っています。国民健康保険の今の状況の中で値上げも検討されているようでありますけれども、そうした際にそうした観点もぜひとも取り入れていってほしいというふうに思っておりますが、その点についてお考えをお伺いしたいと思います。

議長（遠山利美君）

市民環境部長 藤原君。

市民環境部長（藤原俊一君）

3点目の御質問でございます。賦課方式というようなことでございますが、保険税は地方税法第703条の4に規定する標準割合を基準として課税をしております。先ほど言われました応能割とか応益割ですが、また所得が一定金額以下の世帯については、均等割額及び平等割額に対して7割、5割、2割の軽減を行っており、低所得者ほど負担が大きくなるというわけではございませんが、その応能割、応益割、いわゆる所得に応じてと、それから均等割、平等割にそれぞれ今現在所得割が50%、それから応益割が50%、そういうような標準にあるわけでございますが、そういう格好で、できるだけ均等になるような格好で今現在賦課しているところでございますので、よろしくお伺いしたいと思います。

〔18番議員挙手〕

議長（遠山利美君）

鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

法定減免の話をして、所得が低いほど負担が大きくなるわけではないというふうに言われましてけれども、先ほど聞いた所得階層の中で、例えば33万円以下の人、100万円以下の人が、すべて法定減免を受けているわけではないですね。受けてない人もいますよね、結構。だから、そういうことを考えていけば、法定減免を受けていない低所得の人はともに負担割合が大きくなっているというのが現実問題としてあるわけですね。だから、そういった部分についての配慮もやっぱり何らかの形でしていく必要があるんじゃないかということをお願いしたわけでありまして。

そのことは次の4番にも絡んでまいりますので、次の4番についての質問をいたしますけれども、滞納が先ほど報告がありましたような形であって、滞納額がふえてくると。例えば引き上げを考えると、その滞納分というのは、結局、じゃあどこにそれが行くのかということ、今まで払っている人に転嫁をされていくというのが実態ですね。過去いろんな機会にそうしたやり方についてはやっぱりおかしいんじゃないかと。滞納の分については、基本的に公費で持つ。払っている人がそれを負担するというのはちょっと矛盾しているということで申し上げましたら、大体の答えは相互扶助だからお願いしたいという回答が返ってまいりました。しかし、いろいろこの国民健康保険の歴史を考えてみますと、本当に相互扶助なんだろうかということからまず明らかにしていかなければならないというふうに思っています。昭和13年に旧国民健康保険法ができたわけでありましてけれども、その当時の第1条で国民健康保険は相互共済の精神にのっとりというふうに書いてあります。けれども、戦後、昭和33年に今の国民健康保険法のもとができたわけでありましてけれども、その中では、そうした相互共済とかいう言葉は一切なくなり、「社会保障及び国民保健の向上に寄与する」というふうに明記をしています。したがって、相互扶助だからみんなで持っていただきましょうというの、この法の精神からしても明らかに間違いではないかというふうに私は思っています。そうした観点を、これからいろんな施策をやっていくときに貫いてほしいというのが私の思いでありますけれども、その点についてのお考えをお伺いしたいと思います。

議長（遠山利美君）

市民環境部長 藤原君。

市民環境部長（藤原俊一君）

滞納分についての負担の転嫁というようなことでございます。その前に、本市の大変厳しい状況ということで少しお話しさせていただきたいと思いますが、本市の国保財政は大変厳しい状況にありまして、医療費支出額の推移といたしましては、合併当時の16年には16億6,900万円ほど、17年には18億800万、それから18年には18億7,000万、19年度では19億9,300万、20年度では22億8,300万と、こういったことで、かなり医療費の伸びが増大しておるところでございます。今年度の見込みでは25億を超えるといったようなことで、大変医療費の伸びが増大しております。さらに、今年度も既に2億3,000万ほど基金を取り崩しているような状況でございますし、国保財政の状況を踏まえまると、税金の値上げについても被保険者の皆様をお願いせざるを得ないと考えております。増税により滞納者がふえることは懸念されますが、保険財政の安定した運営を維持していく上で避けては通れないと考えております。いずれにいたしましても、保険税の滞納分について、被保険者全

体に影響を及ぼしているのが現状でございます。滞納者への徴収の強化をするとともに、納入者に少しでも負担のからないように努力してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

〔18番議員挙手〕

議長（遠山利美君）

鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

国保の状況については私も承知はしておりますが、申し上げているのは、今ぎりぎりの生活の中でも何とか頑張ってぎりぎり払っている人さえも滞納に追い込むようなやり方はよくないですよということです。だから、既に滞納しているものを、さらに今まで頑張って払っておる人の負担にして、それを入れて、また国保税をどうしていくかということをやれば、悪循環に陥っていくということはもう火を見るより明らかだと思えますね。だから、そのあたりも配慮しながらやっぱりやっていくべきだということをお願いしているんです。

今回の国民健康保険税の問題、あるいは国民健康保険の問題について4点申し上げましたけれども、その中には制度上の問題という場合もあります。それともう一つは、先ほどから言っておりますように、今ある制度をもっと活用すべきだという問題と2点あるんですね。だから、制度上の問題について、今ここでこうするというふうには言えないだろうとは思いますが、しかし、これからの国保のあり方を考えていく上でぜひ念頭に置いておいてほしいということと、最後に念押しだけ申し上げておきますけれども、今ある制度をいかに活用するか、市民がいかに活用できる状態に持っていくかということが大事なんですね。そのことをしっかりと進めてほしいと。そして、藤原部長は次の部長にきちんと申し送ってほしいということをお願いしておきます。

時間の関係で2番目に移ります。

2番目は留守家庭教室についてであります。以前からも取り上げておりますけれども、糸貫地域の場合は子どもセンターで3小学校の子供を一括して実施しておりますけれども、設立当初は数人程度でしたが、今はもう七十数人ということで非常に急増しています。こういった状況の中でいろいろ考えてみますと、ぜひとも各小学校単位で実施すべきではないかというふうに思っております。これについて、これまでもそれなりの答弁をいただいておりますけれども、今の状況の中で来年度に向けてどのように取り組んでいこうとされているのか、お伺いをいたします。

議長（遠山利美君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 村瀬君。

健康福祉部長（村瀬光廣君）

それでは、今の御質問に対してお答えをさせていただきます。

本巢の留守家庭教室は現在、3地域、4カ所で一応開設をしております。議員御指摘のとおり、糸貫地域は合併前から子どもセンターで開設して現在に至っております。この間、留守家庭教室の

入室希望者の伸び率は、平成16年度対21年度比で約2.9倍に達しており、教室の拡大や移動車両を1台から2台へ増車するなど改善に努めてまいりました。また、本年度、当施設が昭和50年建築であることを踏まえ、第2次耐震診断の調査を実施いたしました。そうしたところ、管理棟を除く棟では「耐震性は劣るので、被害を防ぐため相当な補強が必要と思われる」という判定を最近受けました。このことから、当施設の耐震補強等に要する経費、また留守家庭教室入室の推移、それから設置場所などについて、今後、教育委員会及び小学校とも協議して、早急に見直しを進めていきたいと思っております。以上で終わります。

〔18番議員挙手〕

議長（遠山利美君）

鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

以前からの答弁と、そして今の話を総合しますと、いろんな条件があるので、すぐ云々というふうになる場合とならない場合がありますけど、いずれにしても、そうした条件が整えば、各小学校単位での方向で実施をしていきたいというふうに理解すればよろしいですか。

議長（遠山利美君）

健康福祉部長 村瀬君。

健康福祉部長（村瀬光廣君）

いわゆる諸条件がいろいろありますので、基本的にはそういう条件が整えば、何とか各小学校区域で実施をしていくのが望ましいというふうに考えております。

〔18番議員挙手〕

議長（遠山利美君）

鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

それでは、3番目に移ります。

通学路の整備についてであります。これについては、ことしの3月議会で村瀬議員と私がこの問題について質問をいたしました。その後、それぞれ関係課でいろんな調整を図りながら、いろんな取り組みをされているということを見聞きはしておりますけれども、改めてこの場でこの取り組みの状況と新年度に向けたいろんな考え方についてお伺いをしたいと思います。

議長（遠山利美君）

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長及び教育委員会事務局長に求めます。

産業建設部長 山田英昭君。

産業建設部長（山田英昭君）

それでは、通学路の整備についての御質問にお答えさせていただきます。

お尋ねの件につきましては、今年4月、教育委員会、総合企画課との3課で連絡調整会議を立ち上げ、6月、8月に打ち合わせ会を開催し、情報の共有化と交通安全対策の連携に努めております。

特に8月は、各学校から提出された危険箇所一覧により、防護さくや歩道のカラー化などの必要な箇所について現場調査を行いました。その調査をもとに、9月補正では国の経済危機対策臨時交付金を活用した交通安全対策事業の予算をお願いし、通学路危険箇所の優先度の高い地区で防護さく設置を実施しております。来年度につきましても、この連絡調整会議を通じまして所管課との連携を保ちながら、通学路危険箇所の優先度の高い地区におきまして、安全・安心な通学路の整備に努めたいと考えております。以上、よろしく申し上げます。

議長（遠山利美君）

教育委員会事務局長 成瀬正直君。

教育委員会事務局長（成瀬正直君）

教育委員会としての答弁を申し上げます。

安心・安全な通学路の確保につきましては、ただいま産業建設部長が答弁しましたとおり、関係する3課におきまして、通学路の危険箇所の現状、また危険度などにつきまして協議を重ねてまいりました。現在、教育委員会におきましては、先ほど産業建設部長も申しましたように、9月補正におきまして、子供を守る総合対策事業、この予算をお認めいただく中で、各小学校からの情報をもとに通学路危険箇所のマップ、それを作成しておるところでございます。今後は子供たちへの周知を図っていくとともに、それらを生かして、今まで同様、関係3課におきまして検討、また調整、それを進める中、危険度の高いものから順次計画的に通学路の整備をお願いしていく中、安全・安心な通学路の確保に努めてまいりたいと、そのように考えております。

〔18番議員挙手〕

議長（遠山利美君）

鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

現に取り組んでいる状況については、その辺、理解はしておりますが、今後の計画ということについては、お二人とも、危険度の高いところから優先的に整備を進めていく計画だということでもありますけれども、それがいつになるのかわからない。予算の関係があるので、今の段階でどこまで言えるかはわかりませんが、今、各小学校で前回のときに紹介しました席田小学校では非常に立派なといいますか、きちんとした安全マップがつくられ、ほかのところでもそれに倣った形で今作成されつつありますけれども、そういったものが出そろった段階で計画を、例えば2年計画、3年計画、それは別にしまして、そうした計画を立てて、きちんと市民にも知らせながら、PTAにも知らせながら、こういうふうに進めていくということが必要ではないかというふうに思うんですね。

ということが一つと、もう一つは、通学路、特に子供にかかわることについては、先ほどの江崎議員の質問の中にもありましたように、一般の事業の中に紛れさせていいのかどうなのか。必要ならば、特別予算として枠をとって計画的な推進を図っていくことも必要ではないかというふうに思っています。今の2点目については、今の段階で産業建設部長が「そうしましょう」とは言えない

と思うんですが、それはぜひとも市長、にこにこしてみえるんで、市長に積極的に働きかけ、そういう方向も含めて取り組みを進めてほしいというふうに思っています。2点目はそういうことで結構ですが、1点目についての再答弁をお願いいたします。

議長（遠山利美君）

産業建設部長 山田君。

産業建設部長（山田英昭君）

来年度以降のこういった通学路の整備の件ですが、先ほど簡略にお伝えしたところでございますが、この整備につきましては、やはり地域の調整、またそういった問題箇所を挙げたわけですが、こういった問題箇所につきましては、どういった工法とか、そういった手法の問題も多々あるわけでございます。そういったものの検討もこれから十分進めていく必要があるわけですが、そういった中で予算確保にも努めながら、計画的に進められるように努めたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

〔18番議員挙手〕

議長（遠山利美君）

鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

計画的の中で一つ答弁がないのは、計画的というのは頭の中で計画的だけでなしに、市民に、関係者にわかるような形で、こういう計画で進めていこうとしているという改善計画みたいなものを出すといいんではないかと。3月のときに、あるまちのそうした計画についてお話ししたと思えますけれども、どういう形であれ、市民に目に見える形であらわすというのが大事だと思うんですね。市は計画的にやろうと思っている思っているだけではなかなか理解されないし、安心を得ることもできない。だから、もう一度繰り返しますけれども、各小学校などで安全マップを一生懸命つくってみえるその姿も見ましたけれども、そういったものが出そろった段階で計画を立てて、そのことを市民に知らしめる、そういったところまで考えていく必要があると思うんですね、計画的にやるという以上は。その点についてのお考えをお伺いしたわけです。

議長（遠山利美君）

産業建設部長 山田君。

産業建設部長（山田英昭君）

先ほど、連絡調整会議を通じまして、調整をしながらしていくというふうにお答えさせていただいたわけですが、そういった計画につきまして、どういうふうに示していくかということにつきまして、調整会議で検討しながら進めさせていただきたいと、こういうふうに思っております。よろしく申し上げます。

〔18番議員挙手〕

議長（遠山利美君）

鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

じゃあ、それは期待するというにしておきます。次のとき、同じことを言わなくてもいいようにお願いしたいと思います。

では、最後に4番目になりますけれども、公契約条例についてお伺いをいたします。

この中に書いておきましたように、全国の市長会が、たしか平成17年だったと思いますけれども、国に対して公契約法の制定を要望されたようであります。この公契約法というのは、本来ならば、国が法律を制定して、そして各自治体がそれを踏まえて対応していくというのが原則だと思いますが、しかし残念ながら国はなかなか進めようとしません。そうした中で、全国初めての公契約条例を野田市が策定いたしました。その中で野田の市長は「国に働きかけるための先駆的・実験的な条例と考えている」というふうに語っています。過去いろんな問題を考えてみますと、例えば情報公開法というのがありますけれども、国はなかなかこれを策定しようとしませんでした。国に先駆けて全国のあちこちの自治体が情報公開条例をつくっていく、そういう流れの中で国が情報公開法を制定するというのもありました。それと同じようなので、この公契約法についてもなかなか国は進まないだろうと、残念ながら。そういう中で、各自治体が独自の取り組みを進めてきているわけです。

この公契約条例の目的というのは、例えばあるまちの目的をちょっと読んでみますと、「市が発注する公共建設・土木事業等について、市の支払う対価が作業に従事する労働者に公正に配分されることを確保し」、これは当然下請も含まれるわけですけれども、「また、作業に従事する労働者の労働時間その他の労働条件を適正に確保し、もって、公金の公正な支出と工事等の質の確保に資すること」というふうになっています。そうした観点から、本業市でも検討をしていくことが必要ではないかというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

議長（遠山利美君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 鷲見良雄君。

総務部長（鷲見良雄君）

それでは、4点目の公契約について御回答申し上げます。

まず、公契約条例とはということで、議員御質問ございましたように、国や自治体が公共工事や委託事業について民間業者と契約を結ぶ際に、事業に従事する労働者の賃金、労働条件を適正に定め、確実に末端の労働者にまで確保することを義務づけるような内容だという御説明もございました、そのとおりだと認識しております。

議員御指摘のように、平成21年9月30日、公契約条例を制定したということで、千葉県野田市よりこの条例をいただいたおります。平成21年6月末の公契約条例等の県内自治体に対する取り組み状況は、岐阜県、岐阜市、高山市、多治見市などが国に対する意見書を採択しているのが現状でございます。

本業市といたしましては、入札契約適正化法に基づき入札制度の見直しとして低入札価格調査、

最低制限価格の基準の見直しなどを行っておりまして、ダンピング受注の防止とか下請代金の不払いの調査等々により労働者の賃金の確保に努めているところをごさいます、この契約の取り組み状況、県内の状況、国の状況等も含めながら、強い関心を持って注視をしているところをごさいます。

以上、回答とさせていただきます。

〔18番議員挙手〕

議長（遠山利美君）

鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

公契約条例を見ておりまして、私、これはぜひというふうに思ったのは、先ほどちょっと申し上げたように、この公契約によって、働く人たちの権利、生活を確保するということとあわせて、さらにその下請までも含めた労働者の生活を守っていくという観点が貫かれていますね。今、総務部長が言われましたけれども、今の本巢市の体制の中で下請のそうした労働者のところまできちんと対応できますか。

議長（遠山利美君）

総務部長 鷲見君。

総務部長（鷲見良雄君）

一般的に低入札価格に該当するものについては、下請の状況とか賃金の不払い等の状況については関係業者から提出をしていただいているのが実情でございます。それ以外の問題、いわゆる通常に施行された場合の問題につきましては、それら調査するすべがないのが現状でございます。よろしく願いをいたします。

〔18番議員挙手〕

議長（遠山利美君）

鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

要するに、市民の税金を使って公契約を行う。その市民の税金を使って行う事業によって、ワーキングプアが生まれるようなことがあってはならないですわね。だから、そういうことを防ぐというのが、この公契約条例の大きな目的だと思うんです。その一部分については今言われたような形である程度の対応ができる。そうでない部分については対応できないというのが現実ですわね。だから、そういう中で公契約条例の制定の必要性があるんじゃないかということを申し上げているわけでありまして。

全国のいろんな例を見ておきますと、公契約条例には至らないけれども、その一歩手前の段階として、目指すところは公契約条例であろうというふうに思いますけれども、例えば市の調達に関する基本指針というのを定めて、個々のケースについて、内容的には公契約条例とそんなに変わらないような内容でありましたけれども、その基本指針に沿って、今、部長が答弁された以上の対応が

できるような体制をつくり、公金がきちんと使われ、そのことによって労働者の、あるいはさらに下請も含めた人たちの暮らしがきちんと守られる、権利が守られる、そういった体制づくりを目指しているという例がございます。そういう意味で、今すぐ公契約条例をつくるということには残念ながらなかなかかなりにくいだろうとは思いますが、そこへ至る過程としていろんな手だてを講じていくことが必要だと思うんです。その点については、お考えがありましたらお願いしたいと思います。

議長（遠山利美君）

総務部長 鷲見君。

総務部長（鷲見良雄君）

それでは、お答えをいたします。

基本的に市が工事等の発注をする場合に、良質な工事を低価格をもって入札その他の制度を運用しながら契約をしているのが現状でございます。市といたしましては、それぞれそういう形の中で、実際の業務に当たる内容その他については、設計図書等をもちながら適正に運用されるべきものという形で、履行を担保しながら進めているところでございます。それらの内容を踏まえすと、やはりそういう形であるべきだろうとは考えておりますが、基本的には現在の入札制度の執行については、県の統一的な入札制度を運用しながら、その中で現在取り組んでいるということでございます。いずれにしても、どういう形でそれらが具現化できていくのかという問題につきましては、議員御指摘のように、ただ単に本巣市だけの対応でいいのか、先ほどございましたように、本来ですと、国が対応すべきところを先鞭的な意味を持って野田市がつくられたということでございます。それら国等の動きも含めまして、今後どういうことが可能であるかは一度再検討しながら、より適切な公共工事が行っていけるように努力をしたいと考えておりますので、よろしくお願いをします。以上です。

〔18番議員挙手〕

議長（遠山利美君）

鷲飼君。

18番（鷲飼静雄君）

最後に申し上げるだけ申し上げておきますけれども、最初に申し上げたように、平成17年に全国市長会としてそういう要望を国に上げた。ということは、市長会としては自分のところでやるか国にやってほしいというかは別にして、少なくともこうした内容に改めていくことが必要だという認識を持っているという証拠だと思うんですね。だから、国が進まなきゃ、じゃあ、それまで国に要望するだけで待っているかというふうにはやっぱりいかないだろうと思うんで、その点は、公契約条例であれ、あるいはその一歩手前のということもあり得ますが、さらに改善を進めていくという努力については一層進めていってほしいということを申し上げて、質問を終わります。

議長（遠山利美君）

ここで暫時休憩します。昼は午後1時から再開しますので、よろしくお願いをします。

午前11時53分 休憩

午後 1 時00分 再開

議長（遠山利美君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

3 番 黒田芳弘君の発言を許します。

3 番（黒田芳弘君）

ただいま発言の許しをいただきました3番の黒田でございます。9月の大変厳しい戦いを勝ち抜きまして、ここに帰ってくることができました。再びこの場で発言できることへの感謝と責任の重さを改めまして感じているところでございます。本日は大変個性豊かな熱弁者の皆様方の後ということで、いささかやりにくいところもございしますが、私なりに頑張りたいと思います。

冒頭に、私ども根尾地域の住民にとっては長年の念願でありました日当平野トンネルが完成を迎え、既に12月6日に開通式の御案内もいただいているところでございます。この事業に当たりまして御協力をいただきました皆様方に対しまして厚く感謝を申し上げますとともに、この事業化に当たりまして、当時、地元の国会議員として多大な御尽力を賜り、先日御逝去されました故武藤嘉文先生には、この開通式をお見せできなかったことを大変残念に思い、安らかな御冥福をお祈りする次第でございます。

現在、私が耳にする話題といえば、このトンネルの開通を心待ちにしていること。猿が畑へ出てきて大事に育てた作物を荒らしてしまうので困っているということ。そして、仕事がないので、この先、どうやって生活をしていくのかという不安な声、この三つのことが話題の中心であります。私も2期目を迎えまして、住民の声を届けるという使命に基づき、この話題となっております三つのことに関係する件につきまして、通告してあります2題9項を順次質問いたします。

それでは、まず1点目でございますが、ことし8月30日、政権選択選挙と言われたこの国のこれからの将来を大きく左右する真夏の決戦が行われました。皆さん、既に御案内のとおり、コンクリートから人へと友愛社会を掲げた民主党が圧勝し、10年間続いた自民・公明の連立政権から民主中心の連立へと政権が交代したわけであります。私のような生まれたときから自民党しか知らない者にとっては、結党以来、比較第一党ではなくなったことは驚くべきことでございますし、今回の野党第一党による戦後初の政権交代という歴史的転換を、海外のマスコミも明治維新、戦後復興と並ぶ出来事と報じたほどでございます。

そこで、まず資料 - 1 を見ていただきますと、これが選挙公約として民主党が示したマニフェストであります。これで見ると、21年度の補正も含め、25年度までに16.8兆円を節約し、新しい財源を生み出すとしております。麻生政権下で行われた21年度第1次補正予算にも見直しをかけまして、さまざまな事業を凍結していきました。県内におきましては、資料 - 2 にありますよう、ダム事業では新丸山ダム、上矢作ダム、そして我が市も関連をいたします徳山ダムからの木曾川水系連絡導水路も凍結をいたしました。また、高速道路の4車線化事業につきましてもすべて見直し、東海北

陸道の白鳥 - 飛騨清見間で補正で計上いたしました805億円についても凍結の対象となりました。資料 - 3にありますよう、これを受け、関係自治体からは観光や経済面で大きなマイナスであるとして、落胆する声や反発が多く出ております。また生活関連では、これも補正で計上した子育て応援特別手当に関する事業も新年度から継続してやっていくこととして執行停止となりました。これに対しまして、資料 - 4にあるよう、21年度の補正予算見直しの焦点でもある公共事業費は、既に多くの自治体が地方負担分を含めて予算を計上済みであり、執行停止による地域経済への悪影響が心配をされております。また、全国市長会も9月の下旬に、自治体の行財政運営に混乱が生じないよう、国側に要請をしたとしております。

そこで、まず1項目の質問に入ります。本市におきましても、国の経済対策を柱とした第1次補正で臨時交付金を多く活用した補正予算を9月定例会において可決をいたしました。政権交代による影響と予算の執行状況について、総務部長にお尋ねをいたします。

議長（遠山利美君）

総務部長 鷲見君。

総務部長（鷲見良雄君）

それでは、国の補正予算見直しによる本市への影響と本市の補正予算の状況等についてお答えをいたします。

議員御指摘のように、民主党を中心とした新政権が発足し、前政権の14兆に上る補正予算のうち、未執行分の執行停止の方針が打ち出され、以後、国において災害対策や緊急性が高い予算などは除外する方針の中、洗い出し作業が行われてまいりました。

本市に対する影響につきましては、幼児教育期の負担に配慮する観点から、小学校就学前3年間の子を対象に1人当たり3万6,000円を支給することとしておりました子育て応援特別手当交付金が執行停止となりまして、1月以降に交付を予定しておりました作業を中断しました。これらの経費は現在執行しておりませんので、今定例会において上程をされております一般会計補正予算（第3号）におきまして、歳入歳出それぞれ4,571万9,000円の減額をお願いしているところでございます。

また、これ以外に国の経済危機対策といたしまして補正予算に計上をしてまいりました地域活性化・経済危機対策交付金事業、地域活性化・公共投資臨時交付金事業、学校情報通信技術環境整備事業及び安全・安心な学校づくり交付金事業につきましては、執行停止されることなく、現在、予定どおり進んでおりまして、地域活性化・経済危機対策事業といたしまして交付金4億7,333万8,000円とか、それぞれ今申し上げましたような事業については順調に執行をしているところでございます。

以上、回答とさせていただきます。

〔3番議員挙手〕

議長（遠山利美君）

黒田君。

3番（黒田芳弘君）

2項目めの質問に入ります。

岐阜県は多額の公共事業投資などにより借金に当たる県債の発行残高がふえ続け、来年度は約310億円の財源不足が見込まれるとして、10月に市町村への補助金削減や県の693事業の休・廃止、公共施設91カ所の休・廃止などを盛り込んだ行財政改革プランの素案を発表いたしました。これがすべて実現しますと、2010年度は約143億円分の支出削減が可能ですが、赤字が年間225億円を突破すると、国の管理下で財政再建を図る財政再建団体に転落する。つまり、あの夕張と同じになってしまうということであり、知事は全職員2万5,000人について、2010年度から3年間、14%から7%削減するとの基本給の削減案を別に提示するほど、相当な決意で財政再建に取り組む覚悟であると思います。

そこで、この県の補助金削減が行われた場合、本市の来年度予算編成にどれくらいの影響があるのか、総務部長にお尋ねをいたします。

議長（遠山利美君）

総務部長 鷺見君。

総務部長（鷺見良雄君）

ただいまの御質問の県の補助金削減による来年度への本市への影響ということでございます。

議員御発言のとおり、岐阜県の財政状況におきましては、聞き及びますところによりますと、1兆3,000億円を上回る県債の発行残高が示すように、かつてない厳しい状況に置かれていると思います。平成21年度から24年度までの4年間を緊急財政再建期間と位置づけ、段階的に財政構造の転換を図るとし、その間、あらゆる角度から財政の構造を見直す作業が進められて、25年には解消されるのではないかと聞いております。その取り組みといたしましては、議員御指摘のとおり、職員数の削減とか人件費の抑制、施設管理経費の削減とか投資的経費の縮減など自助努力とあわせまして、市町村に対する補助金の削減が打ち出されているところでございます。

今回の県の行財政改革につきましては、県市長会におきましても、構成市の意見を取りまとめ、知事に申し入れを行った結果、一部の事業については経過措置を講じながら見直していくというような回答もいただいているところでございます。

いずれにしましても、引き続き県の動向を十分注視しながら、本市における新年度予算編成に当たっては、減少があった事業を現在の市費での負担をそのまま転嫁するようなことを原則としなくて、事業の見直しとか、そういうものを図る機会ととらえながら適切に対応していくということを基本として考えているところでございます。

以上、御回答とさせていただきます。

〔3番議員挙手〕

議長（遠山利美君）

黒田君。

3番（黒田芳弘君）

3項目めの質問に入ります。

先ほどの資料 - 1 の民主党のマニフェストを見ますと、無駄をなくすための政策として、国が地方に使い道を指定するひもつき補助金を廃止し、基本的に地方が自由に使える一括交付金にするとしておりますが、ただいまのところ、詳細な内容についてはまだ未定でありますし、本市のような地方の小さな自治体にとっては、その配分についても心配がされるところでございます。また、国の総予算207兆円を根本より組み替え、民主党が進める政策の新しい財源を生み出すために公共事業を削減し、1.3兆円を節約するとしております。本市のように、中山間地を抱え、インフラ整備のために国のさまざまな補助金を活用した交付金事業で整備に充て、いろんなことを整備してきました。公共事業も積極的に行ってきましたし、これについてはまだまだこの先も必要であり、このマニフェストが実行されますと、このまち、この地域は一体どうなってしまうのかを考えますと不安でなりません。この政権交代によるマニフェスト実行により、本巢市の来年度予算編成にどのような影響があるのか、お尋ねをいたします。

議長（遠山利美君）

総務部長 鷲見君。

総務部長（鷲見良雄君）

それでは、3点目の政権交代による来年度の予算への影響ということでございます。

議員御指摘のとおり、民主党がマニフェストで掲げている新規政策につきましては、民主党内はもとより、政府・与党内での調整が行われ、政策実現のために財源の確保をするもろもろの調整作業が現在行われているところでございます。

本市における来年度予算への影響につきまして、ここで確かなことをお答えする状況にはございません。マニフェストに掲げられている政策が実現されればという前提で、本市における直接的影響があるものについて二、三点お答えをいたします。

まず、揮発油税等の暫定税率の廃止の問題でございます。現在、地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税及び自動車取得税交付金等がトータルで1億5,000万円ほどの減額が見込まれるところでございます。

また、子ども手当につきましては、中学校までの子供1人当たり月額2万6,000円を交付することとされ、平成22年度にはまずその半分の1万3,000円を交付するというものでございます。今議論されておりますように、今後、市に対する負担割合がどのような形になるかわかりかねる状況でございます。仮に1万3,000円が手当として支給されるとしますと、その総額は概算でおおむね9億円程度になるのではないかと考えられます。

これ以外にも、民主党が言っております平成22年度から実施が予定されております高等学校の授業料の無料化や高速道路の無料化等の問題がございますが、本市には直接影響するものではないと想定をしております。

さらに、農業の戸別所得補償の制度につきましては、平成22年度中に制度設計、23年度からの実施ということが想定をされております。ただ、これは23年度以降の問題でございますので、直接本

市にはまだ影響がない。

それ以外に、これら政策実現のために財源を確保されるために、連日、新聞でも報道されておりましたように事業仕分け等がございまして、その中で地方交付税、議員御指摘のように交付税の問題とか一括交付金の問題などについて論議されておりました、それらの地方移管やまちづくり交付金等の廃止とか、いろいろ言われておりますように、それらがまだ決定している段階ではございませんし、来年度からそういうものが本市の財政運営と申しますか、事業計画、予算について少なからず影響があると考えておりました、国・県の動きを十分注視しながら、新年度予算に対応していくということを考えております。

以上、回答とします。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（遠山利美君）

黒田君。

3 番（黒田芳弘君）

4 項目めの質問に入ります。

ただいま御説明がありましたよう、未定の部分はございますが、来年度予算編成に当たっては、この政権交代と県の補助金削減、この二つのことが関係をいたしまして、従来のものとは大きく変わらざるを得ないのではないかと思います。例を挙げれば、マニフェストによりガソリン税等の暫定税率が廃止をされ、道路特定財源が一般財源化されれば、当然これを財源としたまちづくり交付金がなくなるわけでございまして、本市もこのようなまちづくり交付金によって各事業が行われてきましたし、22年度にもまだこのような事業が残っているようでございます。多くの交付金事業が廃止となった場合、これまでこれらを活用して行ってきた各種の事業はやめてしまうのか。また、県の補助金によるさまざまな事業がずうっと今までございましたが、これも削減されれば、その分だけ直ちにやめてしまうのか。来年度予算編成に当たっての基本的な考え方について、市長にお尋ねをいたします。

議長（遠山利美君）

市長 藤原君。

市長（藤原 勉君）

それでは、来年度予算の基本的な考え方というお尋ねにつきまして回答をさせていただきたいと思えます。

今議会の冒頭の行政報告でも述べさせていただきましたけれども、現在、国におきましては新政権が誕生したということで、公約実現のためにもろもろの見直しが現在行われているところでございまして、そのあたりの全容がまだ具体的な予算という形で明らかになっておりません。また岐阜県におきましても、先ほどから御議論のあるように、国の事業の見直しの動向も見ながら、今県が進めようとしています行財政改革法の策定というのも現在ちょっとおくれおるというようなことで、県の予算の方もまだなかなかはっきりしてきていない。そういう状況の中で、私ども来年度の

予算というのが余りにも不確定な要素が多くあるという状況に今置かれております。

こうした状況の中で、今お尋ねのように、新年度予算をどのように編成していくかという御質問でございますけれども、基本的な考え方を少しお話しさせていただければ、まず市の財政状況でございますけれども、平成19年度から公表が義務づけられております財政の健全化を判断するための健全化判断比率、それからまた地方公営企業におけます資金不足比率というような、いろいろ指数があるわけでございますけれども、これにつきましては、さきの議会全員協議会の場でも御報告申し上げておりますけれども、昨年度に引き続き、今年度もいずれも国が示す基準以下ということで、現在のところ、幸い、財政状況というのは一応健全化が保たれているというふうに思っております。

しかしながら、たびたび御質問に対してもお答えしていますように、今後の財政見通しという中では、平成31年度に普通交付税が合併算定から一本算定に完全移行されるということから、現在の交付税額に比べまして、今年度ベースで考えてみますと、約12億減額はすると。そしてさらに、固定資産税等の減収見込みというのを合わせますと、私ども本業市が自由に使える一般財源というのは、10年後には約14億円の減額になるというようなことで、私ども、今、投資的経費に使っておる金の大半がこういう形でなくなるという今見込みを立てております。

こうした中で、私どもは将来にわたって、これからも今現在の財政の健全化というのを引き続き堅持していきたい。そして、5年後、10年後には、そうした先ほど御質問の中にもございましたように、再建団体というふうにならないように、そして、その中でもこれからも引き続き住民サービスをしっかりとやっていける、そういうような歳出規模、財政構造にこれからはしていかなきゃならないという思いを今しております。

そういう中で、平成22年度予算の編成に当たりましては、やっぱり職員一人ひとりが市の厳しい財政状況というのを改めて認識していただきまして、合併によった効率性とか、それから合併の効果というの、これからも職員一人ひとりが徹底的にもう一度見直ししていただいて、事業の中で追求していただきたい。そして、そういう中で職員が知恵を出して、しっかりとした予算編成をしていきたいなというふうに考えております。

そういう中で、具体的なその取り組みということで、これも毎回お話ししておりますけれども、今年度は特にまた徹底した経常経費の削減というのに取り組んでいきたいと思っております。経常経費の増加というのは、御案内のように、財政環境を悪化させる最大の原因でございます。収入で経常経費が賄えないということは、結局赤字団体ということで、いずれは夕張というような形になっていくわけでございますけれども、できるだけ入ってくる収入に対して経常的に使える金というのはどんどん切り詰めていきたい。そして、余った金 余ったと言となんですけど、残りの金で投資的財源、先ほども申し上げたような十数億の一般財源がなくなるという中で、少しでもその減った分をカバーしていきたいというふうに思っております。そういったことで、今後も無駄な経費の削減、また効果の薄い事業というものはもう廃止したり、それから手法を見直すというようなことで、経常経費の削減というのに一層努めていきたいなというふうに思っております。

それからまた二つ目といたしまして、私が市政運営の基本方針といたしております三つの柱、三

つの視点から、「元気で笑顔あふれる本巢市づくり」というのを訴えて市政を担わせていただいております。そういうものをこれからも少ない予算、厳しい財政状況の中でも、そういう方向をこれからもしっかりと見据えて、市民の皆さん方に未来に向かって明るい希望を持てる、そういうような政策・施策というのを展開していきたいというふうに考えております。いずれにいたしましても、最少の経費で最大の効果を上げるという原点に立ち返りまして、また私も含めて職員が知恵を出して、しっかりと限られた予算を有効に活用して、市民の皆さん方の負託にしっかりとこたえていきたいなというふうに思っております。

こうした取り組みを基本に予算を編成していくということで、先ほどからいろいろお話がございませうように、今後予定されております国・県の予算編成で予算の削減がもし行われた場合でも、できる限り市民サービスの大幅な低下を招かないように努力してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（遠山利美君）

黒田君。

3 番（黒田芳弘君）

再質問させていただきます。

今お話がありましたように、まだ国・県の動向がわからないということで、未確定な中で緊縮的なお話を今されたかと思いますが、地方分権が進む中におきまして、このたびの政権交代によって中央集権から地域主権を確立し、地方の自主財源を大幅にふやすとしております。つまり、国のひもつき補助金は廃止をし、縛りのない地方の自主財源に転換することを地域再生の政策としております。これからは国からの押しつけで地方が統一された施策を行うのではなく、それぞれの市町の事情や条件に合った特色ある施策に転換できるものと私は期待をしておりますし、また、そうでなければ、貴重な税金は本当に住民が望むものに効率よく使わなければなりません。一つ例を挙げますと、今回、国が執行停止を決めました先ほどの子育て応援特別手当でございますが、これも本市もこれに倣い、今議会で廃止減額の補正予算を上げておりますが、垂井町では町の独自事業として実施をしております。このように、真に住民が望み必要性があれば、国に左右されることなく単独でもやっていく。こんな姿勢が市民に託されたりリーダーであるべき市長の最も大切なことではないかと思いますが、いかがでしょうか、市長に答弁を求めます。

議長（遠山利美君）

市長 藤原君。

市長（藤原 勉君）

再質問につきましてお答えを申し上げたいと思います。

議員のお話のとおりでございまして、私もこれから民主党政権になって、地域の自主性をしっかりと尊重して、地方にしっかりと財源を出すとマニフェストでうたっておりますので、私もそういう今度の民主党政権にそういった面での自主財源、しっかりといただけるようにこれからも期待

をしていますし、機会あるたびにこういう要望はしてまいりたいというふうに思っております。

そういった財源が確保された中で、市町の中でどういう使い方をするかというのは今おっしゃるとおりでございますし、市民の皆さん方の喜んでいただける、市民の皆さん方のニーズに沿った、そういう施策をしっかりとやっていく。要するに、国・県にそう気兼ねすることなく、そういう施策を打ち出していくというのはやっぱり大事なことだろうと思っておりますし、ぜひそういう方向で、しっかりと財源確保の後のそういう方向でやっていきたいというふうに思っております。

ただその中で、たまたま垂井町のお話も出てまいりました。垂井町も確かに今回の件では単独でやるという話になっております。表向きはそうはなっておりますが、もともと垂井町の金の裏財源一般財源と申しますのは、今回補正でもお認めいただきました、私どもは4億7,000万ほどいただいたんですけれども、地域経済活性化の経済対策臨時交付金が裏財源で当たっておりまして、国の金にプラスして、この国の交付金も充てるというような形で、実質的には地方の一般財源を持ち出さない形で、もともと国の金額よりか上乗せして出すとしておったのが、国のものがなくなったものですから、残り分の国の分を除いた、もともとの交付金を充ててやろうと思って、その財源を、仕組みはなくなりましたけれども、町としてそのまま引き続き金額を下げて支給したいというようなことになったようでございまして、私どもは今回の場合は子育てのところの件を、金を上げるんじゃなくて、先ほど総務部長がお話ししましたし、また議会でもお認めいただきましたように、今回の4億7,000万につきましては少子・高齢化への対応というようなことで、2億3,000万の交付金事業も組ませていただいておりますし、また安全・安心の確保ということで、交通安全とか公園の施設整備ですとか、それから社会教育の施設整備というようなことで、市民の皆さん方に目に見える形のところで今回その金は私どもは使わせていただいたということでございまして、たまたま垂井町は子育て支援金の方の財源に使われたと。私どもは子育て、また高齢化社会の福祉充実というようなことで、そういうものに使わせていただいたという差があるということでございまして、この金につきましては、今回の場合は自主的に皆さん方で各市町で考えてくださいという形で交付されたものですから、今回そういう形で私どもの方は、少なくともこの件に関しては私どもは私どもなりの自主性を持って予算を組ませていただいたというふうに思っております。今後ともこういうような形で使途に制限のないものが出てくれば、これからもしっかりと知恵を出しながら、また議会の皆さん方にもお諮りし、また市民の声もしっかり聞きながら対応していきたいと思っております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

議長（遠山利美君）

黒田君。

3番（黒田芳弘君）

今の垂井町の件は、独自の事業の例として挙げさせていただいただけでございますので、御理解をいただきたいと思えます。

もう1点質問をさせていただきます。

民主党はマニフェストにのっとりまして新たに行政刷新会議なるものを設け、事業仕分けを行いました。これも既に皆さん承知のとおり実行いたしまして、28日にこの事業仕分けの作業を終了したところでございます。対象となった449事業のうち74事業の廃止、19事業の予算計上見送り、132事業を予算縮減と判定し、その効果は1兆6,000億とも8,000億とも言われております。この事業仕分けにつきましては、あいまいな仕分け人の選出方法や、あるいは数千ある事業の中から財務省側が449だけを提示した根拠などの批判もございしますが、事業仕分けそのものについてはアンケート調査でも国民の70%以上が支持をしているとのことであります。景気が低迷をいたしまして、税収が減少していく中、限られた予算内で効果の高い予算措置が求められておりますが、この事業仕分けに対する市長の見解と、今後、本市においても議員や市民がメンバーとなってこういった事業を検証するような仕組みを立ち上げることについての市長の考え方についてお尋ねをいたします。

議長（遠山利美君）

市長 藤原君。

市長（藤原 勉君）

再質問ですね。お答えを申し上げたいと思います。

事業仕分けにつきましてどう考えるかというお話でございます。私自身も事業仕分けを見させていただいておりますと、こういうような形で、こんな簡単に今までの長い年月をかけていろいろ政策も考えられ、そして仕組みとしてつくられてきたものが、本当に1時間足らずの間にぱっさぱっさと仕分けがされていくというのは意外な感じがすると同時に、これが私ども地方に大きな影響がないようなことを願っておるところでございます。しかし、その中には先ほど総務部長がお答えしましたように、私どもの関与する事業も中に幾つか入っておりまして、これがとりあえず仕分け作業ということでやられましたけれども、この後これが具体的に予算の中でどういう形ではね返ってくるのかというのは大きな心配をしながら、注意深く今見守っておるところでございます。できる限り、私ども地方いじめにならないように、地方の負担の増、また金の減にならないように、ぜひこれからも声を大にして、いろいろ国等に働きかけていかなければならないというふうに思っております。幸い、全国知事会、全国市長会、それから全国町村会等も、そういう話をずうっと、交付税の増額等も含めて自主財源の増というのをずうっとお願いしております。そういうことと、一体的にそちらは減らしても、交付税とか地方で使える金をどんどんふやすよという話であれば、それはまた違った話になりますけれども、金はふやさずに事業仕分けで事業をなくすというのは、結局は地方いじめにしかならないのじゃないだろうかという思いをいたしております。そういったことで、今後ともやっぱり機会あるごとに地方の実情というのを国に、そしてまた民主党の政府・与党にしっかりとこれからも声を大にして要望していかなければならないという思いをいたしております。

そうして、今、こうした事業仕分けを私どもの市の方でどうだろうかというお話でございます。ただ、今の国のようなやり方を見ていますと、中身を本当によく知っている方がやられているかどうかというのは、やっぱり人選の問題等々いろいろございます。いずれにいたしましても、私ども

市民生活に密着する行政の地方自治体でございます。これからもいろんな形で市民の声を聞きながら、仕事そのものの中身をやっぱり皆さん方にしっかりと公開して、そして皆さん方から意見をいただくというようなことはこれからもやっていかなきゃならないと思っていますし、昨年、市長に就任いたしましたから、各種の座談会、懇談会等へ積極的に参加をさせていただいて、市のいろんな事業についての御批判、それからまた御要望というのもお聞きしてきておりまして、それを21年度予算でも反映させていただいておりますけれども、また引き続いて平成22年度の予算でも、そういった市民の皆さん方の声というのを大事にしながら、政策の中に生かしていきたいなあというふうに思っております。

これからも機会あるごとに、こういう仕組みをつくるつくらないという話よりも、やはり私からも、それから行政の執行部側がこれからも市民の中に入って、市民の声をしっかりとニーズを吸い上げて政策に反映していくということがやはり一番大事ではないかというふうに思っております。仕組みをつくって云々となりますと、やはり全体的な仕事を知っている人でなければ、なかなか効果云々というのは判断が難しいだろうという思いをいたしております、国があのように簡単にやったから、じゃあ市も簡単に云々というのは、なかなか「はい、わかりました」と言うわけにいかない。一応まだ研究の検討材料ということにさせていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（遠山利美君）

黒田君。

3 番（黒田芳弘君）

事業仕分けの編成につきましては今後の課題といたしまして、この質問は閉じさせていただきます。

2 題目の有害鳥獣対策についての質問に入ります。

近年、鳥獣による被害が拡大をしているようで、私が聞くところによりますと、シカと車の衝突事故や、南部におきましてはハクビシンが家屋内に営巣し、住宅被害となるといったよう、今まではあまりなかったような被害も出ているようでございます。特にことしに入りまして猿の行動が一層エスカレートし、あの本当はかわいい動物を私の近くの人は「ど」をつけて「ど猿」と呼ぶほど、住民は猿に対して相当困っているようであります。先日、野生動物に詳しい猟師の人とお話をしております、なぜこんなに猿やシカなどの野生動物がふえたのかと尋ねましたところ、近年、雪が少ないことと、作物を食べようになり、生まれた子供の生存率が高くなったことが一番の原因とのことでございました。

そこで、1 項目の質問に入ります。市域の鳥獣被害の実態はどうか、どのように把握をされているのか、お尋ねをいたします。

議長（遠山利美君）

産業建設部長 山田君。

産業建設部長（山田英昭君）

それでは、黒田議員からの有害鳥獣対策についてということで、市域の鳥獣被害の実態をどのように把握されているかということの御質問に対し、お答えさせていただきます。

鳥獣被害の実態につきましては、北部と南部によって大きく異なっております。特に北部地域におきましては鳥獣の被害が大変深刻な状況であると認識しております。北部地域におきましては、猿による野菜、果樹の被害が甚大で、水稲においても幼穂期の食害が多発しております。知能が高く、対応に苦慮している状況でございます。また、最近ではハクビシンの野菜・果樹の食害も聞こえてきております。イノシシ、シカにつきましては、水田への侵入による倒伏被害や田植え後の苗の食害が著しく発生しており、クマ、シカ、カモシカについても林業被害が甚大でございます。また、イノシシ、シカにつきましては、先ほど御質問の中にもありましたように、車との衝突事故も聞こえてきております。南部地域におきましては、真正・糸貫地域のヌートリアによる水稲・野菜の食害及び水路沿いの土手の崩壊が著しい状況でございます。カラスによる食害は広範囲であり、特に本巢市特産の富有柿、ナシについては農業経営上重大な問題となっており、同じ鳥類によるスズメについても水稲への大きな被害があります。また、ハクビシンによるイチゴハウスへの被害も聞いております。農業被害のほか、住宅へのアライグマ、ハクビシンの侵入被害もあり、対処につきまして市民の相談に乗って対応しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔3番議員挙手〕

議長（遠山利美君）

黒田君。

3番（黒田芳弘君）

2項目めの質問に入ります。

ただいまの説明は大変抽象的で大まかな説明でありましたが、多種多様で相当な被害があるということでした。これに対しまして、現在、行政としてはどのような対策を実施しているのか、お尋ねをいたします。

議長（遠山利美君）

産業建設部長 山田君。

産業建設部長（山田英昭君）

お答えさせていただきます。

被害対策といたしまして、有害鳥獣防止さくの設置助成と有害鳥獣捕獲及びモンキードッグの育成を行っております。

鳥獣被害対策としまして、農家みずからが行うことについて、獣害防止さくの設置に対する助成を行っております。

有害鳥獣捕獲につきましては猟友会に委託し、被害を及ぼす鳥獣の頭数を減らし、あるいは追い払う事業を実施しております。事業報告書にも記載させていただいたとおり、主なものといたしま

して、平成20年度はヌートリア134頭、カラス209羽、イノシシ12頭、シカ14頭、猿9頭、ハクビシン2頭、今年度の平成21年度におきましては、現在までにヌートリア116頭、カラス176羽、イノシシ36頭、シカ17頭、猿10頭、ハクビシン7頭を捕獲しております。

また、モンキードッグ事業でございますけれども、試験的な取り組みではありますが、長野県にありますドッグスクールにおきまして、年間2頭をめどに育成事業を行っておるといった対応をさせていただいております。

〔3番議員挙手〕

議長（遠山利美君）

黒田君。

3番（黒田芳弘君）

再質問がありますので、分けて質問させていただきます。

ただいまの答弁の中では、シカ対策につきましては猟友会に委託をする有害鳥獣捕獲しかありませんが、シカと自動車との衝突事故が多発をしているようでございます。事故件数につきまして、いろんな人に聞き取り調査をいたしましたところ、私が把握しただけで21件の事故がございました。この中には奥地だけでなく、金原や木知原、曾井中島での事故も聞いており、シカとの事故は相当数あるのではないかと思います。何かドライバーに注意を促すような交通対策はやられておられないのか、お尋ねをいたします。

議長（遠山利美君）

企画部長 高田君。

企画部長（高田敏幸君）

ただいまのシカと車との交通事故の件でございますが、今、議員さんがお調べになったところ二十数件ということでございますが、私どもで北方警察署に問い合わせたところ、鳥獣と車両の交通事故につきましては物損事故扱いになるというようなことから、正確には把握されていないということで、警察で把握しておるのは5件程度ということでしたが、相当数の事故が発生している状況ではあるなというふう実感しております。

ところで、国・県道を所管しております岐阜土木事務所にそういった対策につきまして問い合わせしましたところ、交通事故対策といたしまして、車両の運転手に対します注意喚起看板というものぐらいしかないそうでございますが、そういったものにつきましても、高速道路等ではよく見かけますが、実際、一般国道等では効果が薄いというようなことで、今のところ設置を見合わせているというようなことでございますが、市といたしましては、シカが通るような、飛び出すようなところがわかっておれば、そういった箇所につきまして、必要な箇所につきましては県に要望していきたいというふう考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

〔3番議員挙手〕

議長（遠山利美君）

黒田君。

3番（黒田芳弘君）

二つ目の再質問に入ります。

先ほどの答弁にありました有害鳥獣防止さくにつきましては、旧根尾村の時代から続いている不均一課税充当事業として行っているものであり、現在、電気さくと普通の防止さくの助成をしておりますが、20年度実績で件数と費用について、それぞれ幾らなのか、お尋ねをいたします。

議長（遠山利美君）

根尾総合支所長 山田君。

林政部長兼根尾総合支所長（山田道夫君）

それでは、根尾地域の状況についてお答えをさせていただきます。

先ほどの電気さくの状況でございますが、平成20年度、農地等に設置する電気さくの申請件数でございますが、104件、補助金の申請額は312万7,397円で、電気さく以外のさくの申請件数は70件、補助金の申請額は117万4,790円ございまして、総額で430万2,187円を助成しております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

議長（遠山利美君）

黒田君。

3番（黒田芳弘君）

三つ目の再質問をさせていただきます。

先ほど被害対策として、防止さくの助成と猟友会に委託しての捕獲、そしてモンキードッグ事業を行っているとのことでしたが、モンキードッグ事業につきましては後ほど詳しくお尋ねいたしますが、その他の事業につきまして、行政の方では効果をどのように判断されているのか、お尋ねをいたします。

議長（遠山利美君）

産業建設部長 山田君。

産業建設部長（山田英昭君）

効果についてでございますけれども、まず防止さくでございますけれども、これは基本的には農家がみずから取り組んでいただく、そういった費用、行為について助成をするということでございますが、防止さくそのものは、皆さんも御承知のとおり、設置すれば相当な効果のあるものでございます。また、それをどのように設置する方が駆使するか、そういったことは設置する方の部分もありますので、両方とも見ましても、相当この防止さくに助成するといった政策につきましては非常に効果があるものというふうに思っております。

また次に、有害捕獲の方でございますけれども、先ほど申しましたように、猟友会に委託をお願いしておりますところでございます。事業報告書にもこの頭数等も出ささせていただいておりますけれども、委託費用ということで相当な額をかけておられるわけですが、猟友会も一生懸命やっただきまして、費用に見合う実績も上げていただいております、こういうふうに思ってお

ります。そういう意味で、効果的に有害捕獲事業の施策が、市のそういった対策事業が動いていると、こういうふうに認識しております。以上でございます。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（遠山利美君）

黒田君。

3 番（黒田芳弘君）

3 項目めの質問に入ります。

先ほどの対策事業にありましたよう、現在、猿対策として猿を追い払うためのモンキードッグ事業を試験的に行っており、ことしで既に3年目を迎えておりますが、現在の状況と効果についてお尋ねをいたします。

議長（遠山利美君）

産業建設部長 山田君。

産業建設部長（山田英昭君）

モンキードッグ事業につきましては、平成19年度から事業を実施し、平成19年度2頭、平成20年度1頭、今年度2頭を長野県にありますドッグスクールで6カ月の訓練を行っております。残念ながら、平成19年度に訓練を行いました1頭につきましては交通事故により死亡しましたので、現在、訓練中の2頭を含めまして、この年末には4頭活躍することとなります。

日常の飼育状況でございますけれども、飼い主にお聞きしますと、月に数回、モンキードッグにより猿を追い払っておられまして、毎朝晩、訓練を兼ねまして散歩をされておられるというふうに聞いております。

効果につきましては、春、夏はキュウリやナス等の野菜が豊富なため、猿が出没し、被害がりましたが、前年に比べ減少したというふうに聞いております。また秋につきましては、昨年に比べ大根や白菜等の被害がほとんどないというふうに報告を受けております。導入前は群れで来ていましたが、来なくなったというようなこともお聞きしておりますので、モンキードッグを配置している地域では被害防止に相当な効果があるというふうにとらえております。以上でございます。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（遠山利美君）

黒田君。

3 番（黒田芳弘君）

再質問させていただきます。

モンキードッグを配置している地域では被害防止に相当な効果があるというような今答弁でございましたが、現在、猿被害が出ている地域すべてにモンキードッグを配置するには犬は何匹必要で、その費用は概算幾ら必要なのか。また、全地域配置には何年かかると想定しているのか、お尋ねをいたします。

議長（遠山利美君）

産業建設部長 山田君。

産業建設部長（山田英昭君）

このモンキードッグ事業につきましては、当初にも申しましたように試験的に行っているわけで、配置するということでの仮定でのお話としてお答えさせていただくわけでございますけれども、モンキードッグの活動範囲は約1キロ四方でございます。より効果を上げるためには複数の方がいいというふうにも聞いてもおります。したがって、本巣トンネル以北には36の自治会がございまして、1自治会が約1キロというふうに考えますと、必要数の1キロ四方に2頭ということで、36自治会でございますから、計算で72頭でございますが、そのうち通行車両等の多い幹線道路沿いの集落、そういった犬を放せないような地形の条件のところもございまして、そういったところで導入できる集落を3分の2程度というふうに想定しますと、約50頭ぐらいかなというふうに思っております。

それから費用でございますけれども、これまで3年間の実績ということでございますけれども、1頭当たり50万円費用がかかっております。単純計算で50万円掛ける50頭で2,500万ということでございますけれども、これにモンキードッグの寿命が5年ということで、年に換算しますと年500万というような数字が出てくるかと思っております。

それから、このモンキードッグ事業を全市にということは何年かかりますかということでございますけれども、訓練機関の受け入れ、長野県にお願いしておるとということでございますけれども、その訓練機関の受け入れ態勢のこともありまして一概に言えないところでございますが、本巣市以外の市町の訓練も受けてみえますということで、本巣市の分がどれだけ最大限受けていただけるかということもはっきりしない部分もありますけれども、数頭だとは聞いておりますが、その数頭を10頭ぐらいということで無理にお願いしたとしても、50頭ですから5年かかりますということでございます。最短でも5年は配備するためにはかかるかなというような思いでございます。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

議長（遠山利美君）

黒田君。

3番（黒田芳弘君）

4項目めの質問に入ります。

今までこの事業につきましては相当な効果があるということで、今、答弁にありましたよう、5年で50匹、2,500万の費用が必要ということでありますが、これからこの事業をどうしていくのか、今後の計画についてお尋ねをいたします。

議長（遠山利美君）

産業建設部長 山田君。

産業建設部長（山田英昭君）

モンキードッグ事業の今後の計画でございますけれども、先ほど来申し上げておりますけれども、

現在、試験的に実施しております。農作物の被害防止に相当の効果が認められるということで、今後も継続してモンキードッグを育成していきたいというふうに考えております。今後、猿対策としましてモンキードッグを有効に活用するためには、先ほど申しましたように、被害地域に効果的に配置する必要があります。そのためにはモンキードッグが猿対策として有効であることを地元の皆様に認識していただくことが重要であるというふうに考えております。これまでも行ってまいりましたが、広報等によりモンキードッグの情報を伝え、住民の皆様による自主的な取り組み、犬を飼ってモンキードッグにしようかという、そういった意思ですね。取り組みを促しまして、モンキードッグの育成希望者がふえることを想定しております。そのような考えに基づきますと、現在、全額市で訓練費用を出しているわけですが、将来は一部助成といったような制度に切りかえまして、育成頭数の拡充を図っていくという方向だと考えております。以上でございます。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（遠山利美君）

黒田君。

3 番（黒田芳弘君）

再質問させていただきます。

ただいまの答弁をまとめますと、相当な効果があるので、今後も継続してモンキードッグを育成していきたい。そして、そのためには地域の自主的な取り組みと訓練費用の自己負担が必要とのことでありましたが、私はこの事業には多くの問題があると考えます。現在、行政で負担している 1 頭約 50 万円の訓練費のほかに、自己負担といたしまして予防注射と損害保険への加入、そして飼い主は期間中、月に 1 回、長野の訓練所まで犬に会いに行かなければならないことなど、相当な時間と費用がかかります。そのほかにも、まず対象となる犬がいないことや、犬にも寿命がございまして、いつまでも元気で猿を追うことはできません。また、先ほどにもありましたよう、19 年度には訓練した犬が交通事故で死亡したケースがあるよう、事故や病気で亡くなることも想定をされます。ましてや負担ということで 50 万円の訓練費用を例えば行政とフィフティー・フィフティーでの負担となった場合、育成希望者がふえるというようなことは現実的には難しいのではないかと私は想像いたしますが、これらを踏まえ、総合的に判断しますと、大変この事業が最終的に成功するには困難であると思っておりますが、いかがでしょうか、お尋ねをいたします。

議長（遠山利美君）

産業建設部長 山田君。

産業建設部長（山田英昭君）

モンキードッグ事業は、当初から申し上げましたように、試行的な取り組みではございますけれども、今、御意見もいただいたとおり、いろいろな問題点も抱えております。今やっております単なる犬の訓練だけでなく、飼う方にそういったモンキードッグの使い方にもなれていただくということで長野へも行っていただいております。そういった部分と住民意識のそういった部分もございまして。また将来、一部助成ということで、そういった費用をどう捻出するかといったことも課題で

ございます。そういったことを今後モンキードッグ事業のあり方について検討して、試験段階から次の本格的な中身にしていく、そういったものの検討の材料とさせていただきたいと思います。貴重な御意見、ありがとうございます。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（遠山利美君）

黒田君。

3 番（黒田芳弘君）

有害鳥獣対策の 5 項目めの質問に入ります。

先ほどにもありましたよう、現在、市では鳥獣、特に猿の農地への侵入対策として防止さくの助成を行っているわけですが、この助成事業ができたときから、一時的には被害防止の面で役立ったことと伺っております。しかしながら、その後、猿と人間の知恵比べで、地域の人音や煙などいろいろな方法で対処をしてきましたが、猿も一たん畑のおいしい作物の味を覚えてしまったためか、どんなことをしても畑へ入ってきます。聞くところによりますと、電気さくも一たん電気になれてしまうと、覚悟の上、入ってきますし、最近ではネットを縛っているひもを歯でかみ切ったり、手で上手にほどくような猿も出てきたようでございます。

そこで、多くの方が行き着いたところでございますが、資料 - 5 を見ていただきたいと思います。これは、現在、根尾地域で多くの方が行っている防止策でございます。見ていただくとわかりますよう、横方向のさくだけではなく、天井部にネットを張り、猿の侵入を完全に防護するものでございます。材料につきましてはそんなに高いものではなく、既に多くの方がそろえているようですが、何せ雪が多い地域であるので、年に 1 回ずつ設置と取り外しを行う必要があり、高齢化も伴いまして、相当な労力がかかります。現在の助成を天井部まで拡大する考えについてお尋ねをいたします。

議長（遠山利美君）

産業建設部長 山田君。

産業建設部長（山田英昭君）

今の根尾の特例についての御質問かと思いますが、その前に、本巣市全般におけます防止さくの考え方についてお答えさせていただきたいと思いますが、有害鳥獣防止さくの助成につきましては、平成18年度に本巣市行政改革推進本部補助金等の検討委員会で見直しを行いまして、根尾以外の地域の獣害防止さく設置につきましては、平成20年度から材料の購入金額の 2 分の 1 以内から、順次減らしまして、現在は材料の購入金額の 3 分の 1 以内を助成しているところでございます。今御質問の根尾地域の有害鳥獣対策につきましては、電気さくの設置にかかる経費の 2 分の 1 以内で上限 5 万円を限度とし、防止さくの設置につきましては 1 メートルにつき 100 円の助成ということになっております。私の範囲でお答えできますのは、この市の全般の部分の前段の部分でございますけれども、そういった経緯を考えまして、助成の拡大につきましては今のところ考えておりませんので、御理解のほどをお願いいたします。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（遠山利美君）

黒田君。

3 番（黒田芳弘君）

再質問をさせていただきます。

ただいま山田部長の答弁では、助成の拡大については考えていないので理解せよというような答弁であったかと思いますが、なかなか、はい、そうですかと理解をするわけにもまいりません。どうも最後は市長へというような空気でございますので、最後、市長に再質問をいたします。

先ほどまでの質問の中で、一群れ数十頭の猿が幾群れもいるのに年間10頭ほどしか捕獲されない現状や、成功も難しいであろうモンキードッグ事業等、現状では対策が十分とは思われません。私もやらないよりましではあると思いますが、どれも即効性には乏しく、費用対効果というものを考えると疑問に思います。

私も振り返りますと、20年ほど前までは、私が住んでいるような田舎でも猿はなかなか珍しい動物でございまして、大須の奥美濃発電所へ仕事に出かけると、やっと見る事ができたものでございます。これら奥地の開発により人里へ追いやられた猿を、ダム建設の恩恵でその多くを得た不均一課税充当事業として、昨年度実績で70件、117万充てているものを、もう少しだけ拡大してくださいというだけのことがどうしてできないのかと大変疑問に思います。

この地域の農業というものは、決してその収入で生計を立てているようなたぐいのものではございません。しかしながら、私は耕作放棄地が広がり、過疎のこの地域がますます寂しい活気のない景観となってしまうことに大変な危機感を持っております。そして、何よりも高齢化が進む地域で、お年寄りの楽しみとしている畑の耕作をこの先も続けていってほしいという思いがございました。どうかこんなことを十分に御理解いただいて、希望の持てる返事がいただけますよう、最後、市長に答弁を求めます。

議長（遠山利美君）

市長 藤原君。

市長（藤原 勉君）

それでは、有害鳥獣ということで、防止さくの助成拡大ということで再質問がございました。先ほど産業建設部長の方から御答弁申し上げましたけれども、一般的な考え方で、南部地域とも比べまして北部地域、特に根尾地域につきましては手厚い対策を行うということで、これ以上の助成拡大はないという答弁をさせていただきましたけれども、今、黒田議員のお話のように、私も何度となく根尾地域にお邪魔させていただいて、天井まであるさくというのが猿も入らない、そしてイノシシから、いろんなものから逃れてしっかりと作物ができているということも、この目で拝見もさせていただいております。そういうことで、確かにこの資料 - 5 にございますように、全部覆えば確かにしっかりとした対応策になるという思いをいたしております。そういったことで、ただ、現在この助成を拡大したいという場合には、どうしても今現在やっている費用というのが不均一課税、

旧の根尾村時代からずっと入って入って、不均一を充当してやっておる事業でございます、私ども、これからこの事業を拡大するとあれば、当然としてその不均一の充当事業のところをお願いをしていかなきゃならないだろうという思いをしております、もし拡大ということになれば、根尾地域審議会、今後、充当事業のいろいろ御審議もいただき、また御提案もいただいております根尾地域審議会の皆さん方の御意見をぜひ伺って、今、黒田議員のお話のような形で対策はやっていただけるのかどうかというのをまたお伺いして、話を進めさせていただきたい。そこで、いいよ、やりましょうと。やっぱり根尾地域特有の話だから、この際、みんなでやっぱりやろうじゃないかというお話になれば、そういう形でまた対応もできるんじゃないだろうかという思いをいたしております。一般的には南部地域は特にそういう対策が必要でない地域ですので、なかなかぴんとこない感覚がございますけれども、やはりその地域に住んで、その地域で生活しておられる方々の意見というのも大変重要な要素でございます。ぜひ根尾地域審議会の皆さん方のお話をお聞きし、また不均一課税の地域でもございますので、その財源の中でこうしたものができるならば、そういうものを検討していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（遠山利美君）

黒田君。

3 番（黒田芳弘君）

やるのであれば、新年度4月1日からやりたいので、早急に地域審議会の方と協議をしていただきますようお願いを申し上げます、私の質問を終わります。

散会の宣告

議長（遠山利美君）

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

明日12月4日午前9時から本会議を開会し、引き続き市政一般に対する質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。大変御苦労さまでした。

午後2時12分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

